



新型コロナウイルスワクチンの 接種体制確保について

自治体説明会①

令和2年12月18日
厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

2. V－S Y Sについて

3. 各ワクチンの取扱いについて

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築
2. 市町村・都道府県において行うべき準備
3. 具体的な接種体制の例

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

① 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計

② 接種にかかる業務の効率化（事務負担の軽減）

③ 接種に必要な物資・物流の確保

④ 接種・流通の円滑化

⑤ 接種順位の検討状況

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

3. 具体的な接種体制の例

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第75号）について

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、予防接種の実施体制の整備等を行うとともに、検疫法第34条の指定の期限を延長できることとするため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 予防接種法の改正

① 予防接種に係る実施体制の整備

○ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、**予防接種法の臨時接種に関する特例**を設け、**厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとする。**

➤ 接種に係る費用は、国が負担する。

➤ 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の現行の規定を適用する。

※ 接種の勧奨及び接種の努力義務については、予防接種の有効性及び安全性に関する情報等を踏まえ、政令で適用しないことができるものとする。

② 損失補償契約の締結

○ 政府は、ワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等によって生じた製造販売業者等の損失を補償することを約する契約を締結できることとする。

2. 検疫法の改正

○ 検疫法第34条の感染症の政令指定の期限については1年以内となっているが、感染症法による指定感染症の政令指定の期限と同様に、1年以内に限り延長できるようにする。

※ 1 新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 2 月 14 日に検疫法第34条の感染症として政令で指定（令和 3 年 2 月 13 日までが期限）。政令指定により、同法に基づく隔離、停留等の規定を準用することができる。

※ 2 新型コロナウイルス感染症については、感染症法の指定感染症としての期限は令和 3 年 1 月 31 日までであるが、1年以内に限り延長が可能。

施行期日

公布の日（令和 2 年 12 月 9 日）

新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築について【全体概要】

基本的な考え方

- ・ 今回のワクチンの接種は、**国の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**するものとなっている。
なかでも、新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱として全国的に実施する施策であることから、**国が主導的役割を担う必要**がある。
- ・ また、今回の接種は平時に比べ大規模な接種体制・流通体制を速やかに整備する必要があるほか、体制整備や接種の実施方法の策定では、**関係者の負担軽減を実現**する観点も重要となる。

主な観点

1. 接種体制の基本設計

- (1) 実施主体と関係者の役割分担
 - 国が指示、都道府県が協力、市町村が実施主体
- (2) 接種場所の原則と例外
 - 原則、居住地の市町村で接種
- (3) 接種会場や接種方式
 - 接種場所は医療機関や市町村設置会場
 - 接種可能人数を可能な限り多くする必要

2. 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)

- (1) 委託契約
 - 市町村、医療機関で包括的な契約を実施
- (2) 接種記録
 - 接種済証を発行、市町村の予防接種台帳で情報管理
- (3) 費用の請求・支払い
 - 住所地外接種は、国保連で請求・支払事務を実施

3. 接種に必要な物資・物流の確保

- (1) ワクチン
 - 全国民分の確保に向け交渉・支援を実施
- (2) ディープフリーザー（冷凍庫）
 - -75℃用を3,000台、-20℃用を7,500台確保
 - 国で確保し、各自治体に公平に割り当て
- (3) ドライアイス
 - 保冷ボックス用のドライアイスも国で一括調達予定

4. 接種・流通の円滑化

- (1) ワクチンの分配
 - 国と自治体が配分量を決定、医療機関等に納入
- (2) 卸売販売業者
 - 地域毎にワクチン流通を担当する卸売業者を設定
- (3) 関係者間の情報伝達
 - ワクチン配分等の情報伝達を行うシステムを構築

5. 接種順位について [新型コロナウイルス分科会、予防接種基本方針部会]

6. 接種実施の判断 [予防接種・ワクチン分科会]

7. 副反応に関する対応 [副反応検討部会]

8. 健康被害救済 ※法改正により措置済み

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計について

- 国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施。
- 市町村は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受ける。
- ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
- ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要。

実施主体と関係者の役割分担

- ・ 厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施する。
- ・ 国・都道府県・市町村の役割分担については、主導的役割を果たす国、実施主体としての市町村、広域的な視点で市町村を支援する都道府県といった役割分担を基本として、接種体制・流通体制を速やかに整備する。

接種場所の原則と例外

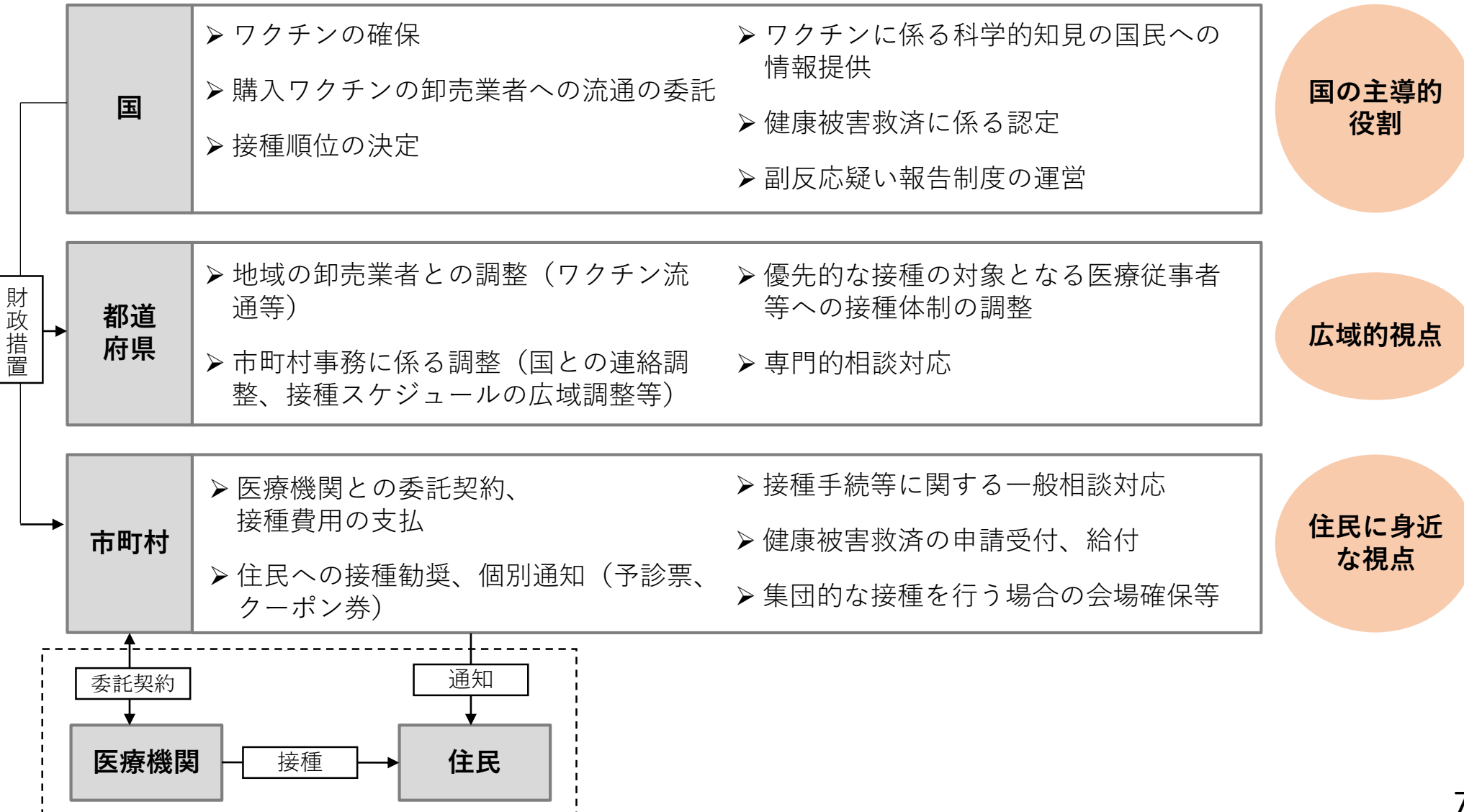
- ・ 身近な地域において接種が受けられる仕組みとして、市町村は住民向けの接種体制を構築する。
- ・ 接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受けることとする。
ただし、長期間入院又は入所している方等、やむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種を受けることができることとする。

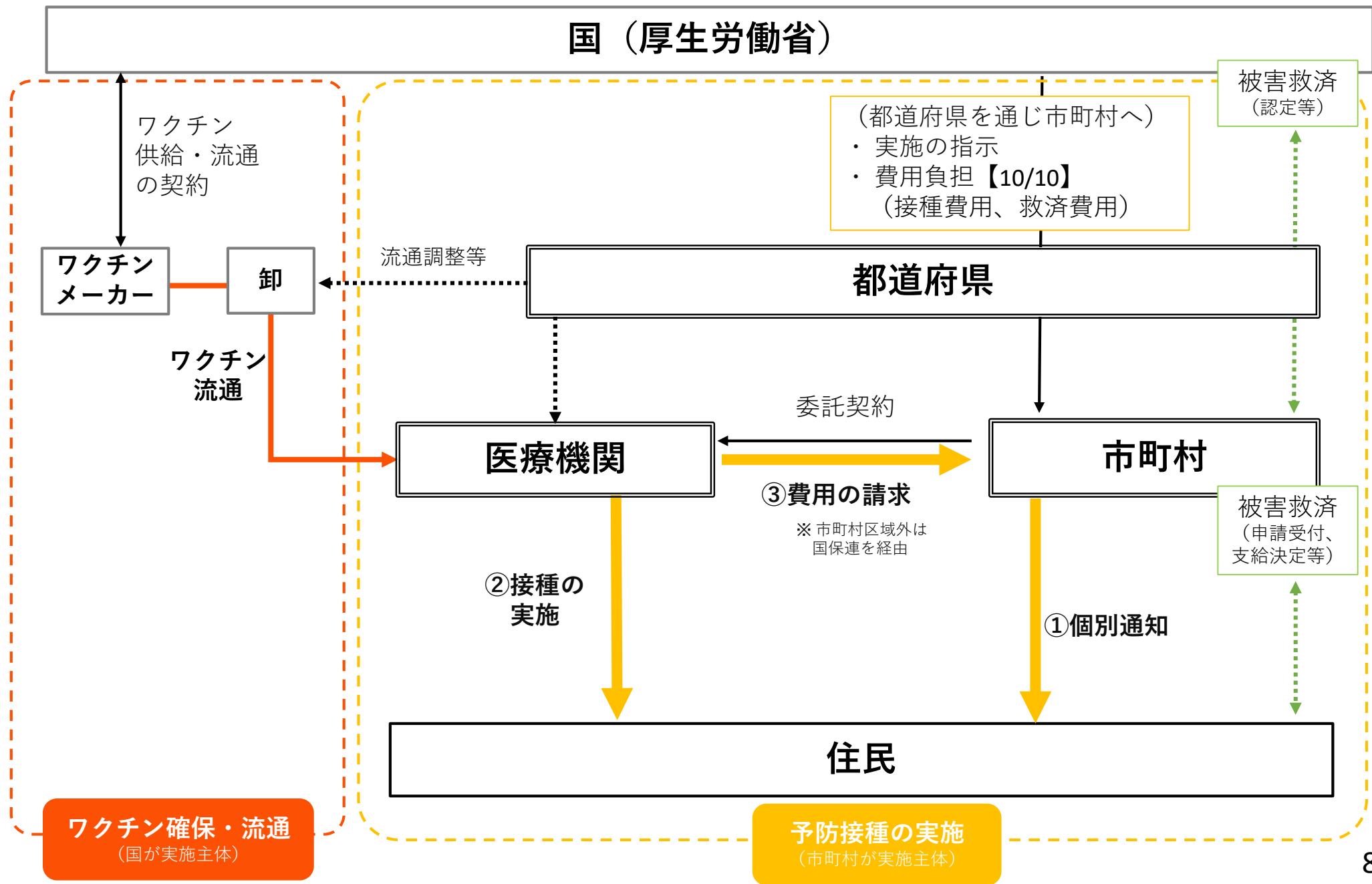
接種会場や接種方式

- ・ ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
（契約方式は、医療機関への委託契約、自治体直営のいずれでも実施できる。）
- ・ ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要がある。

- **国の主導のもと、必要な財政措置**を行い、**住民に身近な市町村が接種事務を実施**し、**都道府県は広域的観点から必要な調整**を担うこととしたい。

（注）下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。





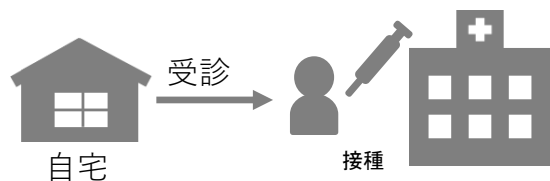
接種場所の原則と例外について

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとする。

原則（住所地内で接種）

- ・ 住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則とする。
- ・ 市町村は住民向けの接種体制を構築する。

住民票所在地の市町村



平時の定期接種と同様

例外（住所地外で接種）

- ・ 長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

やむをえない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者の例

市町村への申請が必要な方

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ 単身赴任者 等

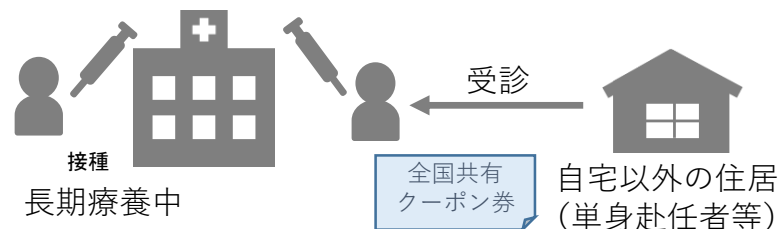
市町村への申請が不要な方

- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 拘留又は留置されている者、受刑者 等

住民票所在地の市町村



住民票所在地以外の市町村



接種券（クーポン券）の様式【現時点案】

- 市町村は、当該市町村における新型コロナウイルスワクチンの接種対象者に対し、接種券を発行し、対象者に送付する。
- 対象者は接種券を医療機関等に持参し、医療機関は接種券を市町村への費用請求に用いる。

接種券			
券 種	2	ワクチン接種	1 回目
請 求 先	〇〇県〇〇市		123456
券 番 号	1234567890		
氏 名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）			

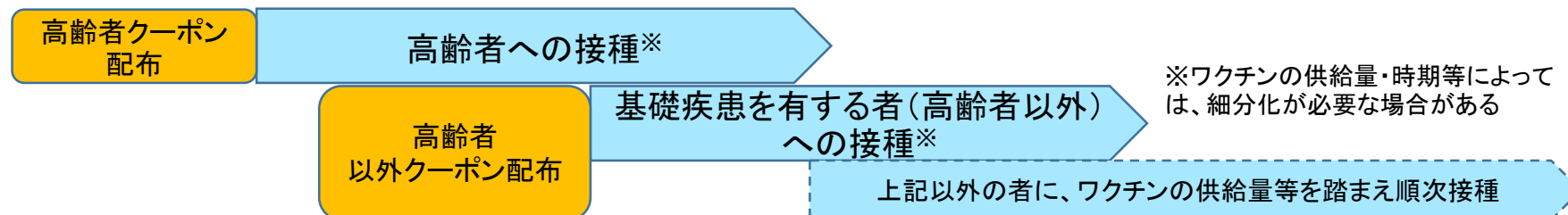
接種券			
券 種	2	ワクチン接種	1 回目
請 求 先	〇〇県〇〇市		123456
券 番 号	1234567890		
氏 名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）			

予診のみ			
券 種	1	予診のみ	1 回目
請 求 先	〇〇県〇〇市		123456
券 番 号	1234567890		
氏 名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）			

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時） Certificate of Vaccination for COVID-19			
1回目	メーカー／Lot No. （シール貼付け）		
接種年月日	2021年 月 日		
接種場所			
2回目	メーカー／Lot No. （シール貼付け）		
接種年月日	2021年 月 日		
接種場所			
氏 名	厚生 太郎		
住 所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99		
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生		
〇〇県〇〇市長 日本 一郎			

接種券の配布と接種時期の関係

（補足）医療従事者への接種には接種券を用いない



注：このほか、高齢者及び基礎疾患を有する者や障害を有する者が集団で居住する施設等で従事する者の接種順位については業務やワクチンの特性等を踏まえ、妊婦の接種順位については、国内外の科学的知見等を踏まえ、検討することとされている。

医療従事者等に対する接種の概要

対象者	接種場所	接種体制構築の中心
大規模医療機関の医療従事者	従事する医療機関内	当該大規模医療機関
大規模医療機関以外の医療従事者	医療関係団体等が事前に提携した協力医療機関	医療関係団体等
保健師、救急隊員等の自治体職員等	都道府県が事前に提携した協力医療機関	都道府県

都道府県による事前準備

■保健師、救急隊員等の自治体職員等への主な対応

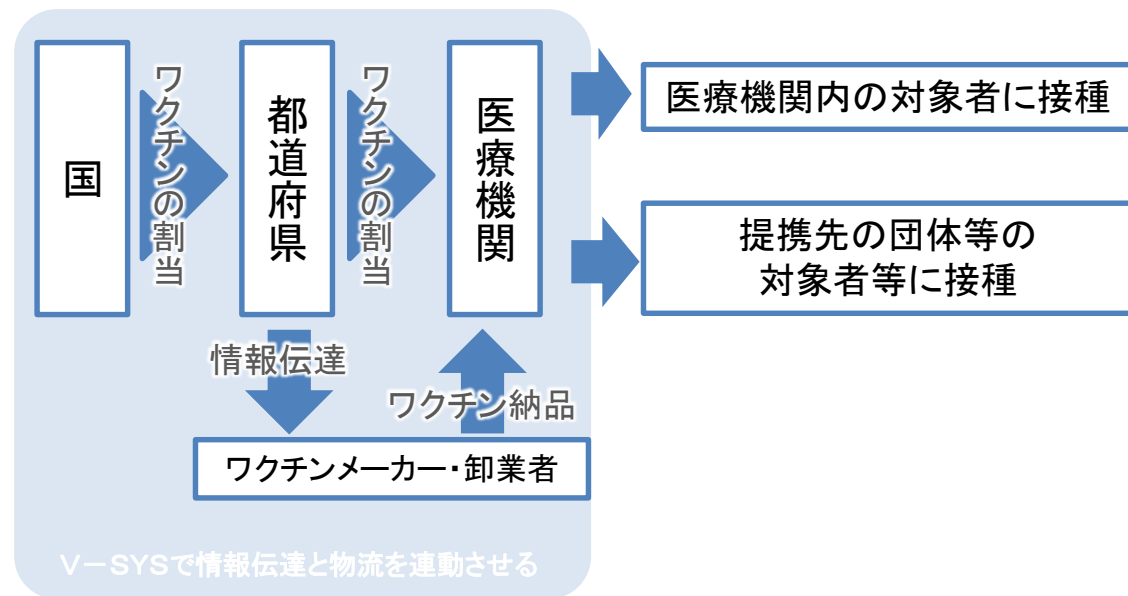
- ・接種を行う医療機関と提携
- ・接種対象者(市町村、国の機関等を含む)の把握
- ・接種を受ける方の名簿作成等
- ・提携医療機関と日時、受け入れ人数等の詳細を調整

■その他の医療従事者等への主な対応

- ・地域内の関係団体への周知・調整・支援
- ・院内で接種する大規模医療機関の把握と調整

■その他(共通)

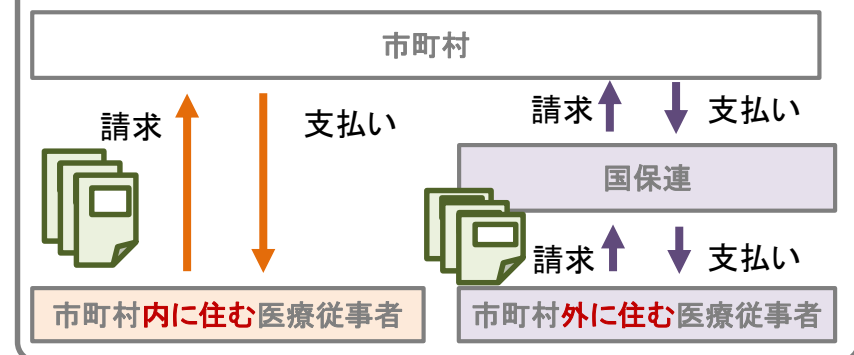
ディープフリーザーの配置場所に関して市町村と連携



関係団体の主な事前準備

- ・会員等への周知・調整
- ・接種を行う医療機関と提携
- ・日時、受け入れ人数等の詳細の調整
- ・接種を受ける方の名簿作成等

費用請求・支払い&接種実績の報告



1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

- ① 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計
- ② **接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)**
- ③ 接種に必要な物資・物流の確保
- ④ 接種・流通の円滑化
- ⑤ 接種順位の検討状況

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

3. 具体的な接種体制の例

2. 新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる業務の効率化（事務負担の軽減）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通業務を効率化し、関係者の事務負担を軽減する観点から、市町村と実施機関（医療機関）の間に締結されるワクチン接種の委託契約について、それぞれをグループ化し、グループ同士で包括的な契約（集合契約）を実施。
- 接種券と一体になった接種済証を発行し、接種時に記入して交付。接種情報は市町村の予防接種台帳で管理・保存。
- 居住地外（住民票所在地外）で接種が行われた場合には、費用の請求・支払い事務を国保連で代行することにより、市町村や実施機関（医療機関）の負担軽減を実現。

委託契約

- ・ 市町村と実施機関（医療機関）とをそれぞれグループ化し、**グループ同士で包括的な契約を行う**。
- ・ 個々の市町村と全国の実施機関とが個別に契約する場合と比べて**契約数を大幅に抑えられる**。



接種記録

- ・ 接種の対象者に対し、接種券と一体になった**接種済証**を発行し、接種時に必要事項を記入し交付する。
- ・ 接種を受けた者や接種したワクチン等の情報については、**市町村の予防接種台帳**で管理・保存する。

費用の請求・支払い

- ・ 住民が**住所地外の実施機関で接種を受けた場合**、市町村の**費用の請求・支払い事務を国保連**で代行する。



- 実施機関（医療機関）



接種の記録（接種済証、予防接種台帳）

- ## 1. 接種済証（接種を受けた人の手元に残る記録）

- 市町村は、当該市町村の対象者に対し、接種券と一体になった接種済証の様式を発行する。
- 対象者は接種券と接種済証を医療機関等に持参して接種を受け、医療機関等において、ワクチンのメーカーやロット番号が記載されたシールを接種済証に貼付する。

2. 予防接種台帳（市町村で管理される記録）

- 市町村は、医療機関から送付される予診票及び接種券からワクチン等の情報を得て、予防接種台帳に登録し管理。

接種済証

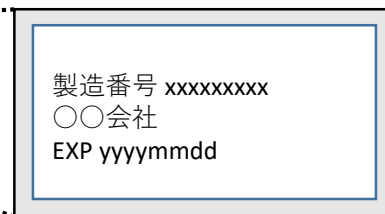
預防接種台帳

接種済証（現時点案）

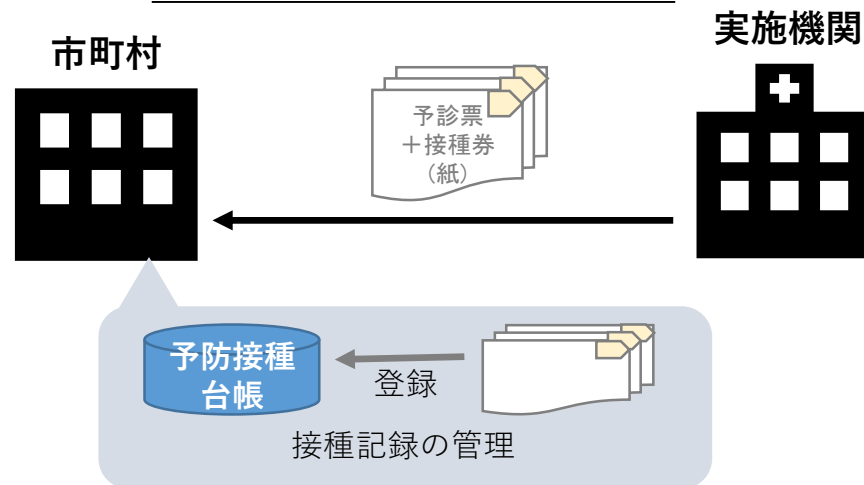
ワクチンシール（イメージ）

予診のみ		2回目	
1	予診のみ	1	回目
〇〇県〇〇市		123456	
1234567890			
厚生 太郎			
			
サイン (xxx行)			

予診のみ		2回目	
1	予診のみ	2	回目
〇〇県〇〇市		123456	
1234567890			
厚生 太郎			
			
サイン (xxx行)			



市町村における接種記録の管理



新型コロナウイルス

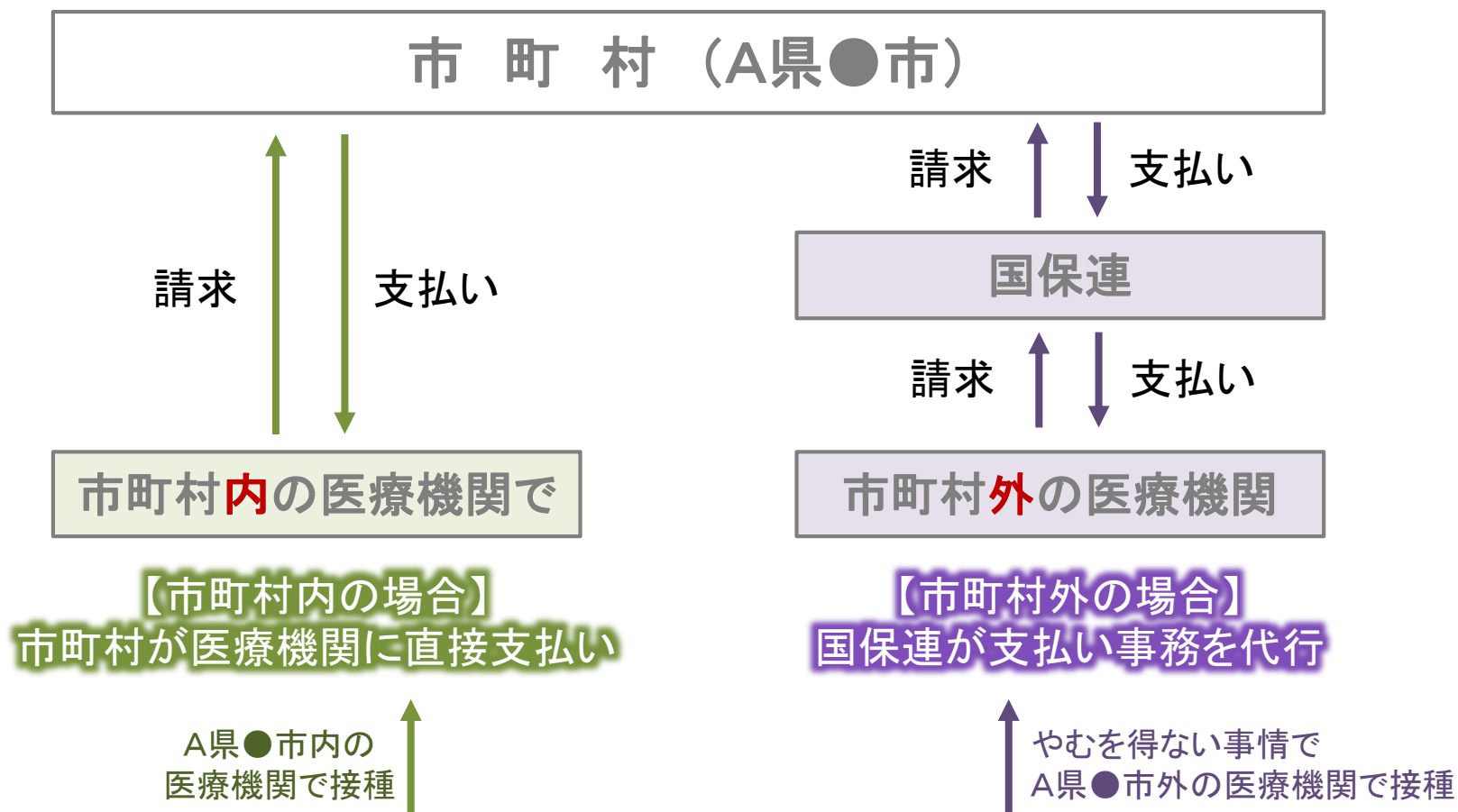
定期接種
(参考)

- 乳幼児については、母子健康手帳にワクチンメーカーやロット番号が記載されたシールを貼付。
- その他の場合、ワクチンメーカーやロット番号が記載された接種済証を交付。

- 市町村が、医療機関から送付される予診票からワクチン等の情報を得て、予防接種台帳に登録し管理（新型コロナワクチンにおける対応と同様）。

新型コロナウイルスワクチン接種の費用の請求・支払の概要

- 住民が住所地内の医療機関で接種を受けた場合、医療機関は市町村に直接費用を請求・支払いする。
- 住民が住所地外の医療機関で接種を受けた場合、市町村の支払い事務を国保連が代行する。
- 市町村外の医療機関に対する支払いがなくなり、事務負担の軽減につながる。



(例) A県●市に住民票がある方

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

- ① 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計
- ② 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)
- ③ **接種に必要な物資・物流の確保**
- ④ 接種・流通の円滑化
- ⑤ 接種順位の検討状況

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

3. 具体的な接種体制の例

3. 新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な物資・物流の確保について

- 来年前半までに全国民分の数量の確保を図るため、企業との交渉・研究開発支援を実施。これまで合計2億9,000万回分の供給について合意。
- ワクチン保管用に、マイナス75℃のディープフリーザーを3,000台、マイナス20℃のディープフリーザーを7,500台確保。
各自治体の人口をもとに、可能な限り公平に割り当て。
- ワクチンの保冷ボックス用のドライアイス为国で一括調達、医療機関に供給予定。

ワクチン

- ・ 来年前半までに全ての国民に提供できる数量の確保を図るべく、企業との交渉や研究開発支援を実施。
- ・ これまでに、合計2億9,000万回分（2回接種の場合、1億4,500万人分）の供給について合意。
- ・ メーカーから医療機関へ届けるための流通体制について、メーカーや卸業者と協議中。
- ・ 針・シリンジについては、国で保管倉庫を借り上げ、卸業者に委託して医療機関に届ける。

ディープフリーザー（冷凍庫）

- ・ 医療機関で冷凍保管が必要なワクチンを適切に保管できるように、マイナス75℃のディープフリーザーを3,000台、マイナス20℃のディープフリーザーを7,500台確保。
- ・ 国が確保した冷凍庫について、各自治体の人口を基に可能な限り公平になるように割り当てを行う。

ドライアイス

- ・ 医療機関等では、ディープフリーザーでの保管の他に-75℃程度の超低温での保管を行うために、保冷ボックスとドライアイスを用いた保管が可能。
- ・ その際に必要となるドライアスを国が一括で調達し、医療機関等に供給することを検討中。

- これまでのワクチン確保の取組により、米国モデルナ社ワクチンについては、5000万回分、米国ファイザー社ワクチン及び英国アストラゼネカ社ワクチンについては、それぞれ1億2000万回分の合計2億9000万回分の供給を受けることについて、契約締結や基本合意に至っている。

正式契約を締結したもの

モデルナ社（米国）との契約（10月29日）

- 新型コロナウイルスのワクチン開発に成功した場合、武田薬品工業株式会社による国内での流通のもと来年上半年に4000万回分、来年第3四半期に1000万回分の供給を受けることについて両者と契約を締結。

アストラゼネカ社（英国）との契約（12月10日）

- 新型コロナウイルスのワクチン開発に成功した場合、来年初頭から1億2000万回分のワクチンの供給（そのうち約3000万回分については来年の第一四半期中に供給）を受ける。

協議・合意が公表されているもの

ファイザー社（米国）との基本合意（7月31日）

- 新型コロナウイルスのワクチン開発に成功した場合、来年6月末までに6000万人分（1億2000万回分）のワクチンの供給を受ける。
- 今後、最終契約に向けて協議を進める。

新型コロナウイルスの特性（現時点での想定）

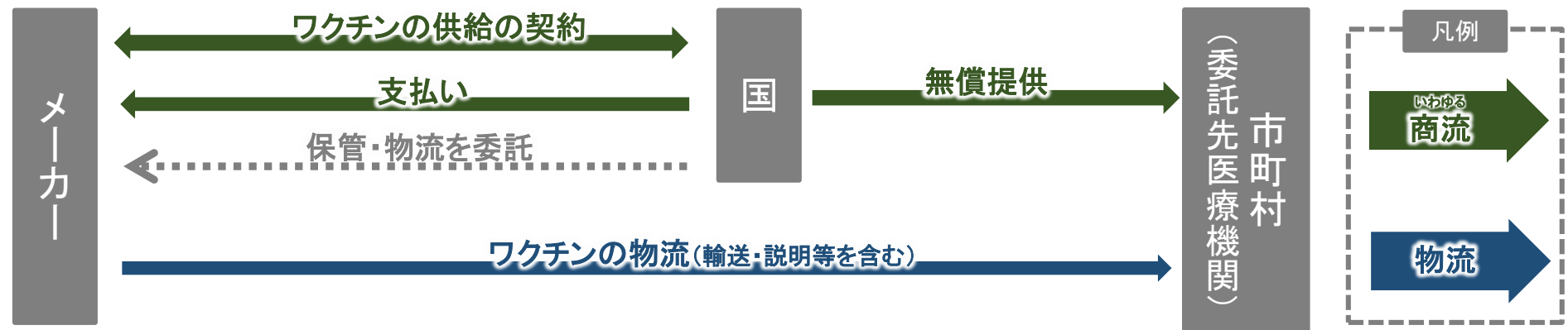
※薬事承認前であり、
全て予定の情報です。

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
規模	1.2億回分 (6千万人×2回接種)	1.2億回分 (2回接種が想定されており、その場合 6千万人分に相当)	5千万回分 (2千5百万人×2回接種)
接種回数	2回(21日間隔)	2回(28日間隔)	2回(28日間隔)
保管温度	−75℃±15℃	2～8℃	−20℃±5℃
1バイアルの単位	5回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の数量)	195バイアル (975回接種分)	10バイアル(100回接種分) ※供給当初300万バイアル分 2バイアル(20回接種分) ※残り900万バイアル分	10バイアル (100回接種分)
バイアル開封後の保存条件 (温度、保存可能な期間)	(室温で融解後、接種前に生理食塩液で希釈) 希釈後、室温で6時間	(一度針をさしたものの以降) 室温で6時間 2～8℃で48時間 希釈不要	(一度針をさしたものの以降) 2～25℃で6時間(解凍後の再凍結は不可) 希釈不要
備考	- 医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 →10日で975回の接種が必要 ※最大5日間追加での冷蔵保管可(2～8℃)		医療機関では、冷凍庫で保管(−20℃±5℃)

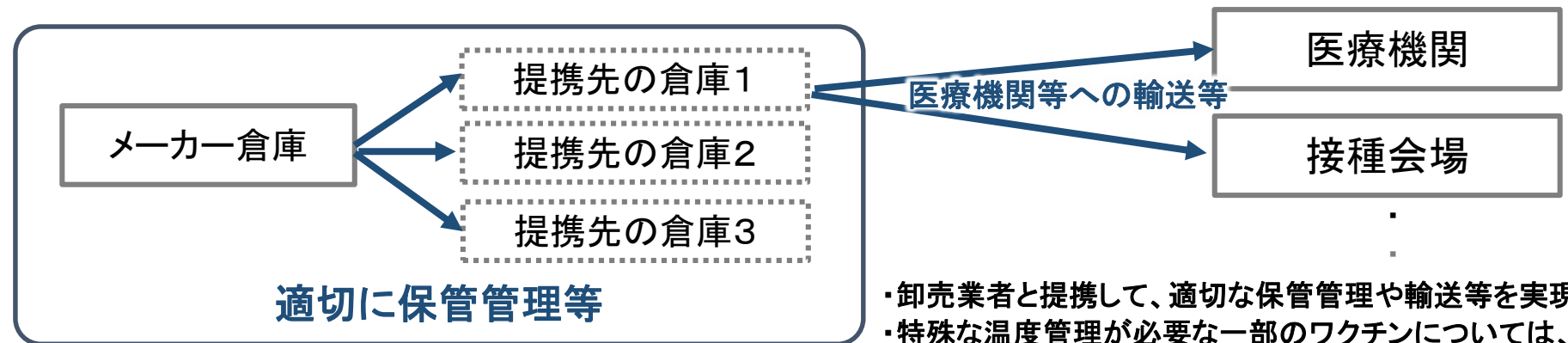
国が確保したワクチンの提供スキーム

- 国が各メーカーとの契約に基づきワクチンの供給を受けた上で、各市町村に対して当該ワクチンを無償で提供。
- 各市町村は、国から提供されたワクチンを用いて、委託先の医療機関を通じて、住民への接種を実施。
- メーカーから各医療機関までのワクチンの実際の物流等は、メーカーから委託を受けた卸業者等を通じて実施。

基本的な考え方



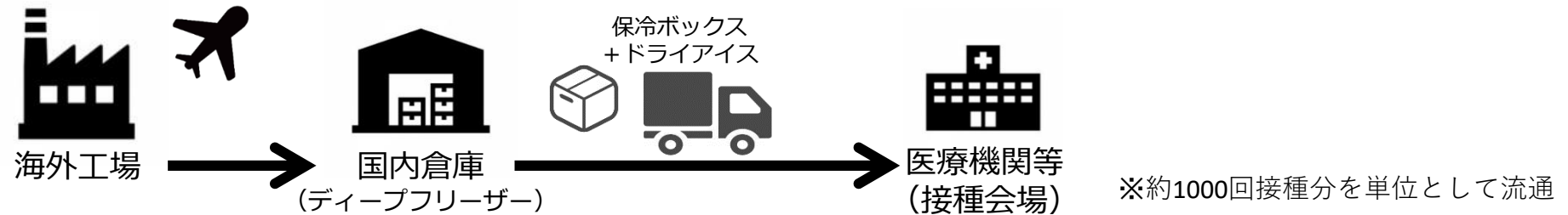
ワクチンの物流の詳細



- ・卸売業者と提携して、適切な保管管理や輸送等を実現。
- ・特殊な温度管理が必要な一部のワクチンについては、メーカー倉庫から医療機関等に直送。

1. 流通体制

○メーカー側が、国内倉庫から医療機関等の接種会場まで低温を維持したまま配送する体制を構築予定。



2. 医療機関等での保管・取り扱い

○医療機関等での保管については、以下の方法で実施予定。資材の確保等を調整中。

■ ディープフリーザー（超低温冷凍庫）での保管

- ・国内メーカーが夏から増産中。約3,000台を確保予定
- ・市町村等にワクチン接種体制確保事業で購入を補助予定
- ・人口規模等に応じて市町村に割り当てる予定

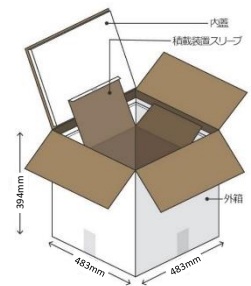
■ 保冷ボックス + ドライアイスでの保管

- ・配送時に用いる保冷ボックスを保管用に使用できる
- ・ドライアイスの詰め替えにより、配送から一定期間（約10日程度）保管が可能
- ・ドライアイスを国が一括で調達し、医療機関等に供給する予定

■ 冷蔵保管の場合

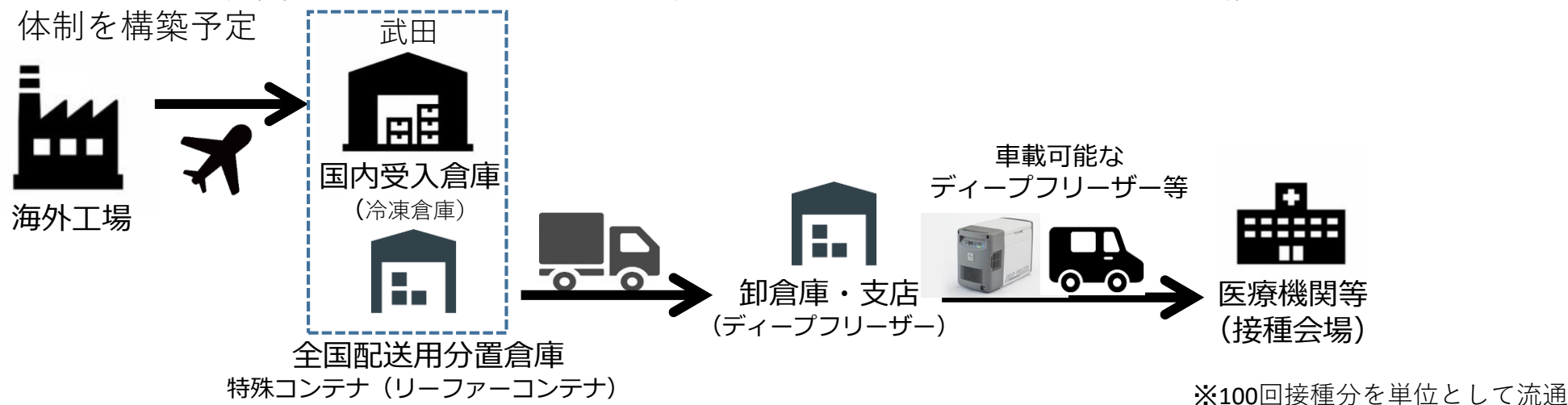
- ・ディープフリーザー又は保冷ボックスから冷蔵庫に移した後、5日間の保管が可能

○接種体制については、一度に供給される約1000回接種分を10日程度で接種できる体制を検討するよう自治体に通知（10月23日）。



1. 流通体制

- メーカー側が、国内倉庫から卸業者を経て、医療機関等の接種会場まで低温を維持したまま配送する体制を構築予定



2. 医療機関等での保管・取り扱い

- 医療機関等での保管については、以下の方法で実施予定。資材の確保等を調整中。

■ ディープフリーザー（低温冷凍庫）での保管

- ・国内メーカーが夏から増産中。約7,500台を確保予定
- ・市町村等にワクチン接種体制確保事業で購入を補助予定
- ・人口規模等に応じて市町村に割り当てる予定



+10℃～-40℃
25L

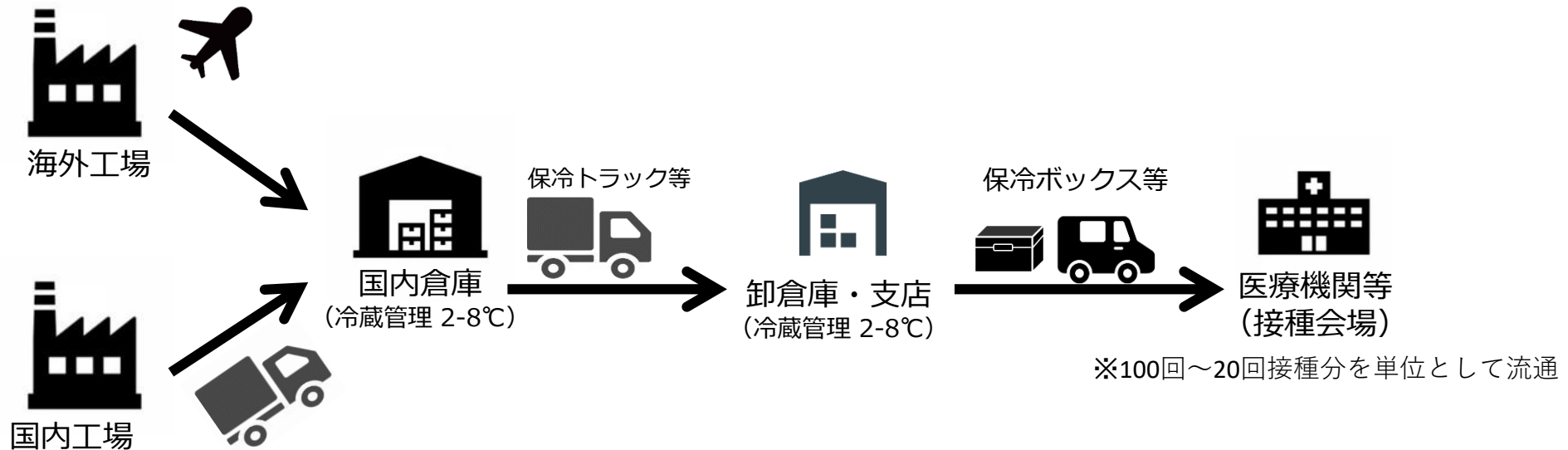


-5℃～-24℃
70L

等

1. 流通体制

○特別な対応は不要。（季節性インフルエンザワクチンの取扱いと同様の冷蔵庫保管）



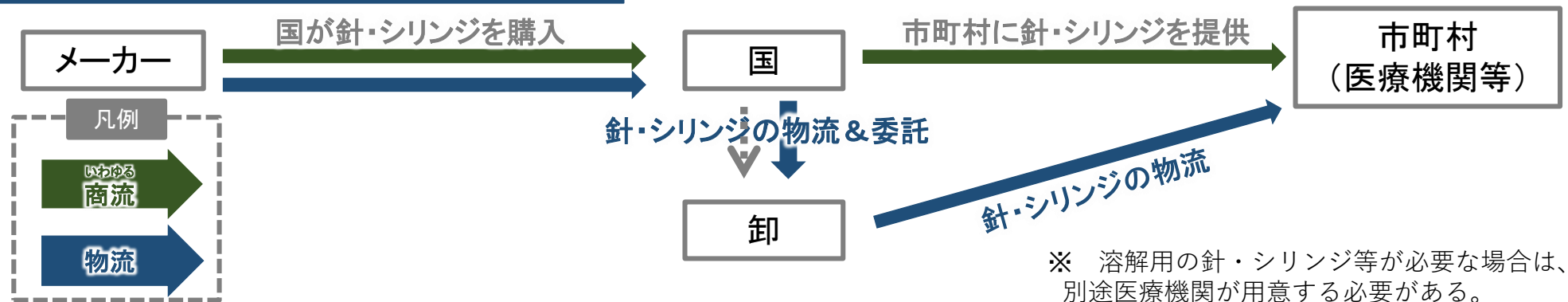
2. 医療機関等での保管・取り扱い

○特別な対応は不要。（季節性インフルエンザワクチンの取扱いと同様の冷蔵庫保管）

(参考) 接種用の針・シリンジの流通・保管について

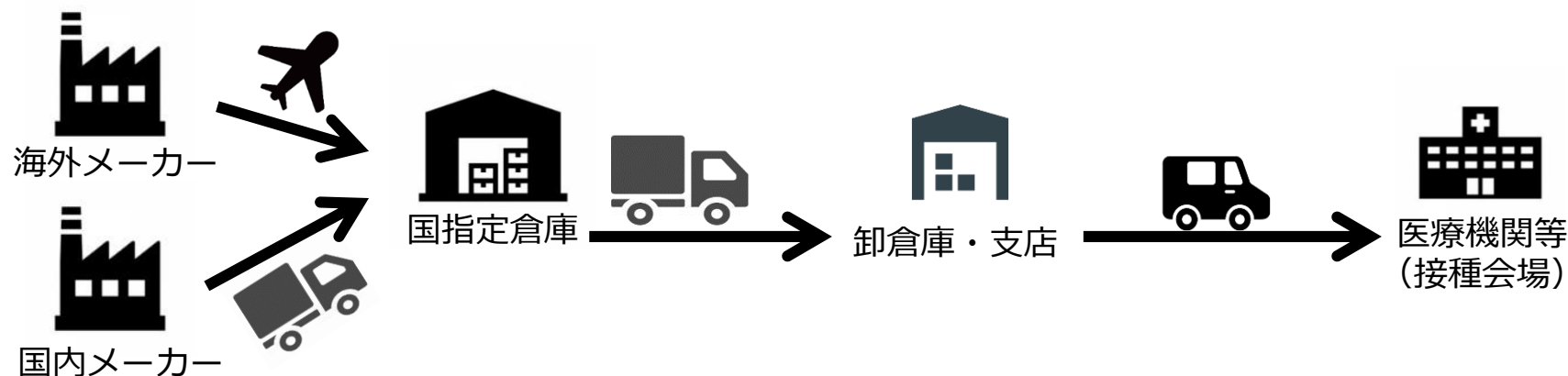
- 国が各メーカーから接種用の針・シリンジを購入し、各市町村に対して無償で提供。
- メーカーから各医療機関までの針・シリンジ等の実際の物流等は、国から委託を受けた卸業者を通じて実施。

1. 針・シリンジの提供スキーム



2. 流通体制

○ワクチンの配分量に応じて針・シリンジの配送量の調整を行う。(特別な温度管理は不要)



3. 医療機関等での保管・取り扱い

○特別な温度管理は不要

冷凍庫の割り当ての考え方

- 医療機関で冷凍保管が必要なワクチンを適切に管理できるよう、マイナス75℃のディープフリーザー3,000台、マイナス20℃のディープフリーザー7,500台を確保。
- 国が確保した冷凍庫については、各自治体の人口を基に可能な限り公平になるように割り当てを行う。

基本的な考え方

- 国が確保した冷凍庫については、全ての市区町村に対して、可能な限り公平になるように人口規模に応じ、最低1台を割り当てる。
- 市区町村は、割り当て台数の範囲内で必要な冷凍庫を購入する（国庫補助の対象）。
- 残余が発生した場合は、二次募集を実施し、追加が必要な事由等に基づき、割り当てを行う。

各自治体への割り当てのイメージ

※令和2年1月1日住民基本台帳人口を用いて推計

マイナス75℃のディープフリーザー3,000台

割り当て台数 計3,000台	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台	9台	10台	11～28台
対象自治体数 計1,741市区町村	1,192	262	156	46	27	23	10	9	3	3	10
(参考)人口規模(万人)	～約5	約5～10	10～20	20～30	30～40	40～50	50～65	65～80	80～95	95～110	110～※

※15万人毎に1台追加される。

マイナス20℃のディープフリーザー7,500台

割り当て台数 計7,500台	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台	9台	10台	11～198台
対象自治体数 計1,741市区町村	802	298	181	109	64	56	30	29	21	16	135
(参考)人口規模(万人)	～2	2～4	4～6	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～約20	約20～※

※約2万人毎に1台追加される。

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

- ① 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計
- ② 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)
- ③ 接種に必要な物資・物流の確保
- ④ **接種・流通の円滑化**
- ⑤ 接種順位の検討状況

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

3. 具体的な接種体制の例

4. 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通の円滑化

- 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通にかかる混乱を回避するため、国や自治体がワクチンの配分量を決定。
予め地域毎にワクチンの流通を担当する卸業者を設定しておく。
- 関係者間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステムの構築等により、円滑な流通体制の構築や大規模な接種体制を実現。

ワクチンの分配

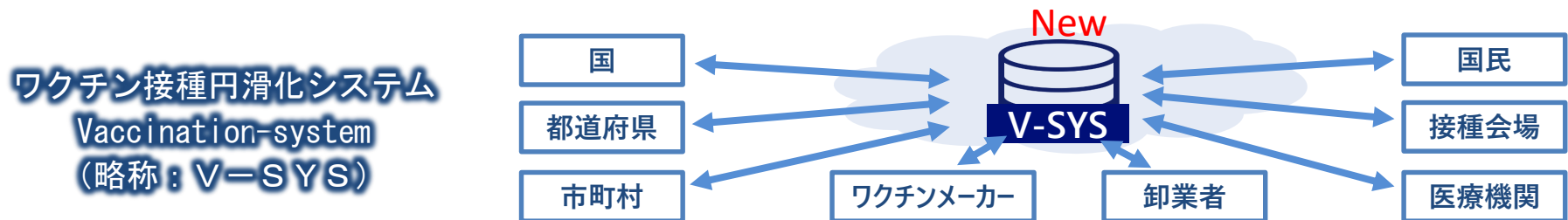
- 新型コロナワクチンについては、ワクチンの需要と供給を調整するため、医療機関から卸業者に対して発注するのではなく、国や自治体が配分量を決定し、医療機関等に納入する。
- 具体的には、国は都道府県別の配分量を調整・決定、都道府県は市町村別の配分量を調整・決定、市町村は医療機関等の接種会場別の配分量を調整・決定する。

卸売販売業者

- 複数の卸業者と取引のある医療機関が多く存在し、どの卸業者がどの医療機関にワクチンを納品するかで混乱が生じる可能性がある。
- そのため、予め地域毎に新型コロナワクチンの流通を担当する卸業者を設定する。

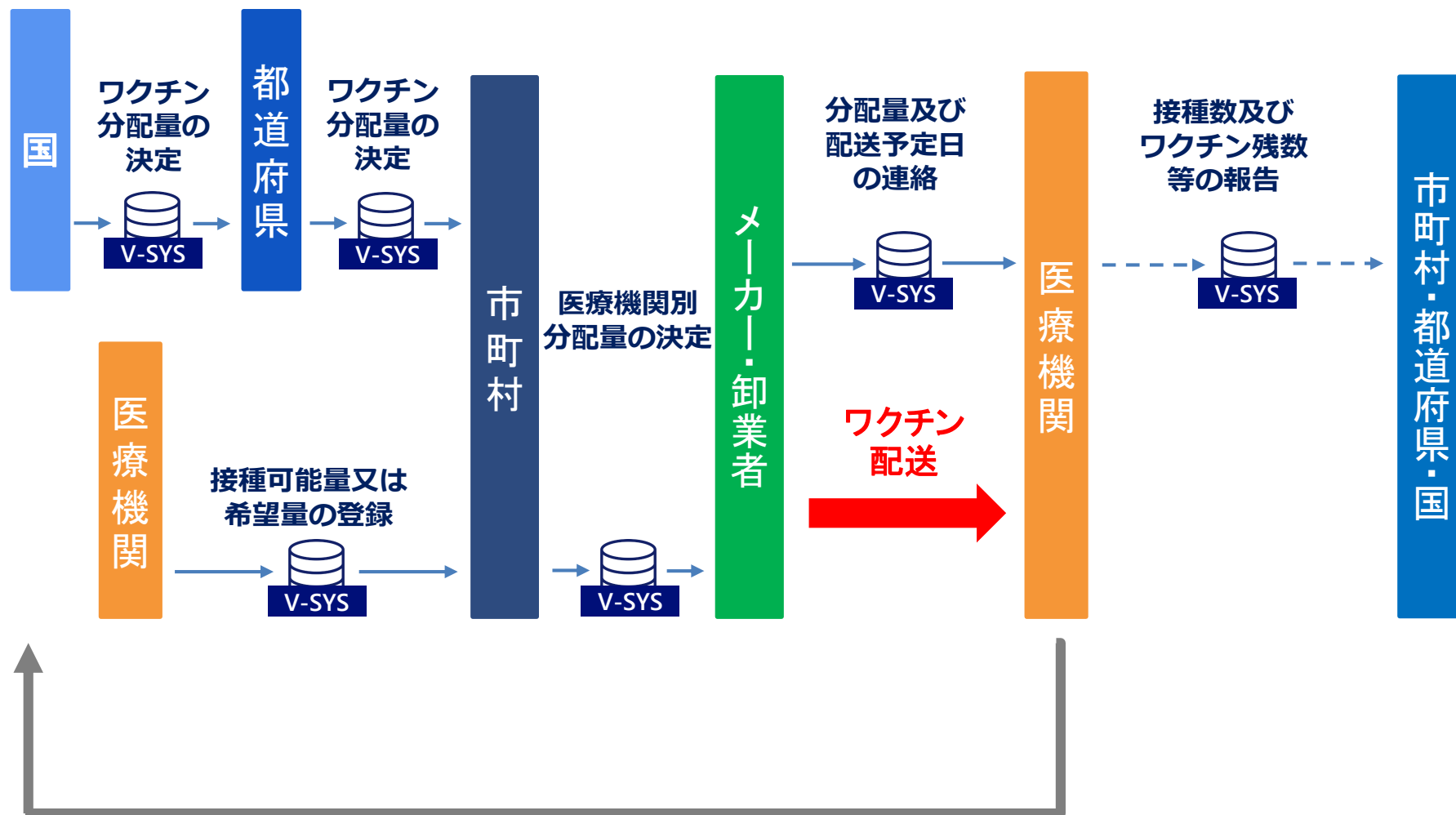
関係者間の情報伝達

自治体、医療機関、卸等の関係者間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステム※を構築。



ワクチン配分方法のイメージ

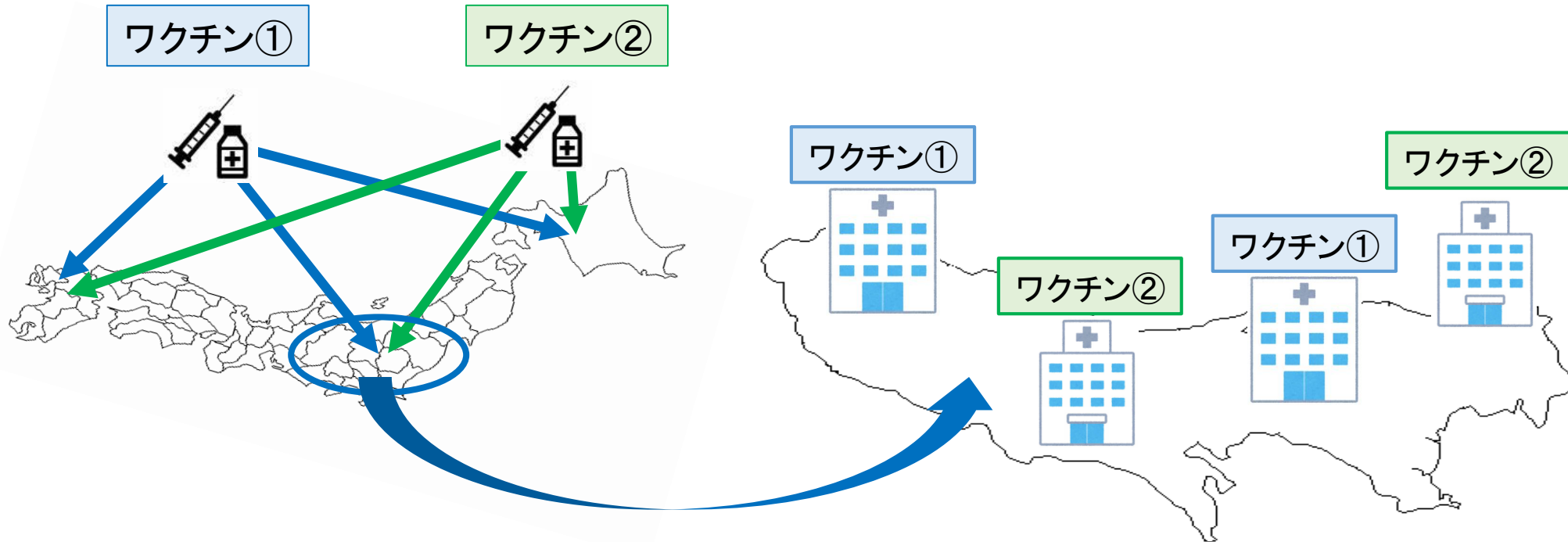
- ワクチンの分配・流通については、周期的に（月2～3回を想定）、地域ごとのワクチン分配量の決定を行い、委託先医療機関・接種会場等に分配する。
- 情報のやりとりは、各機関がV-SYS（ワクチン接種円滑化システム）へ入力することにより、自動的に次の機関に伝達される。



接種期間中、ワクチン分配量の決定を周期的に繰り返して行う。

複数のワクチン分配のイメージ

- 複数のワクチンが並行して供給される場合、地域毎（都道府県・市町村）に各ワクチンを公平・均等に供給するように努める。
- 医療機関等の接種会場では、各会場で行き扱うワクチンを1種類にすることを原則とする。
- ただし、地域内で接種会場や医療従事者の確保が困難等のやむを得ない場合には、1会場で複数種類のワクチンを行き扱うことを認める。



接種会場や医療従事者の確保が困難等のやむを得ない場合



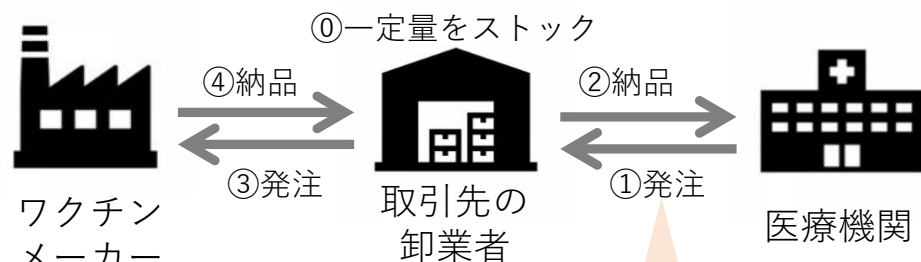
取り扱いを明確に区別した上で実施

(例) 月・水・金曜日 ワクチン①接種
火・木曜日 ワクチン②接種

卸売販売業者の担当地域の設定について

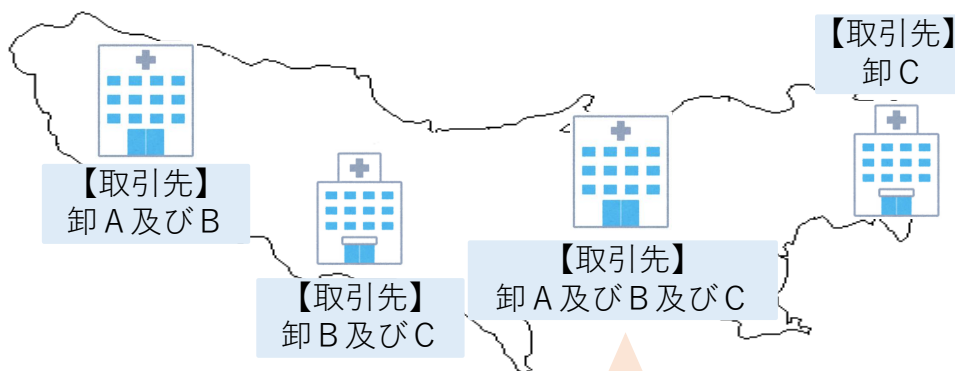
- 平時には、医療機関からの発注を受けて卸業者がワクチンを納品している。
- 今回、限られたワクチンを各医療機関に割り当てることを前提とした場合、複数の卸業者と取引のある医療機関も多く存在するところ、どの卸業者がどの医療機関にワクチンを納品するかで混乱が生じる可能性がある。
- そのため、予め地域毎に新型コロナワクチンの流通を担当する卸業者を設定することで、混乱なく速やかな納品を実現させる必要がある。（針・シリンジについても同様の対応とする。）

平時のイメージ



【課題1】ワクチンが不足する状況では、発注された量を納品するのが困難。

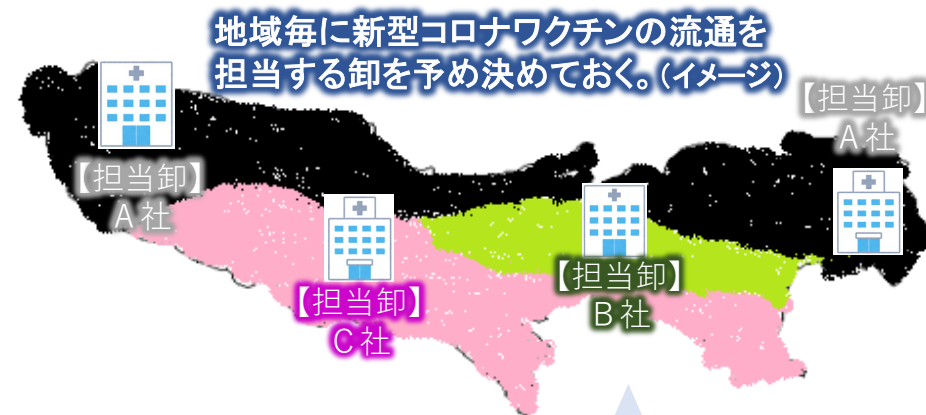
【対応】医療機関毎に割り当てられた量を納品する。



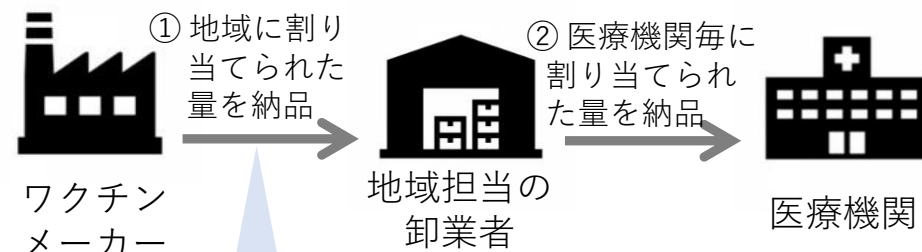
【課題2】複数社の卸業者と取引がある医療機関には、どの卸がワクチンを納品するか、調整が必要。

【対応】納品を担当する卸を予め決めておく必要がある。

今回の特別な対応のイメージ



各医療機関にどの卸がワクチンを納品するか、予め決まっている。



医療機関毎の割り当ての決定前に卸までの物流を動かすことができるため、早期の納品が実現する。

【補足】ファイザー社のワクチンは超低温での納品が必要となるため、メーカーから医療機関に直接配送を行う。

- まず、医薬品卸売業連合会が卸各社の意向を確認する。都道府県はその結果から必要に応じて都道府県内を複数の地域に分割するとともに卸各社の希望を聴取して地域と卸の組み合わせのリストを作成する。
- その後、都道府県・都道府県医師会・卸各社の3者で都道府県内の流通体制について協議した上で、地域を担当する卸業者を決定する。

Step1 卸連から卸各社への意向確認（全国規模の調整）

新型コロナウイルスワクチンの流通を担うことについて、日本医薬品卸売業連合会が卸各社から地域（都道府県単位）毎に意向を確認する。

意向内容

- ：都道府県内の全地域で対応可
- △：都道府県内の一部地域のみ対応可
- ×：対応困難or対応不可

Step2 都道府県内の調整

都道府県内で候補となる卸が複数社ある場合は、都道府県が以下の手順で都道府県内の地域を分割して、地域と卸の組み合わせを調整する。

Step 2 - 1

都道府県内を分割

Step 2 - 2

卸各社の希望を聴取

Step 2 - 3

地域と卸の組み合わせのリスト（案）を作成

- ・ ○が複数社ある都道府県では、○の数で、○が0社の都道府県では、△の数で都道府県内を分割をする。
- ・ 都道府県は物流網、交通網等から非合理的な分割になっていないか、離島や過疎地域が過度に偏っていないか等を卸各社と協議の上、都道府県内の分割ラインを決定する。

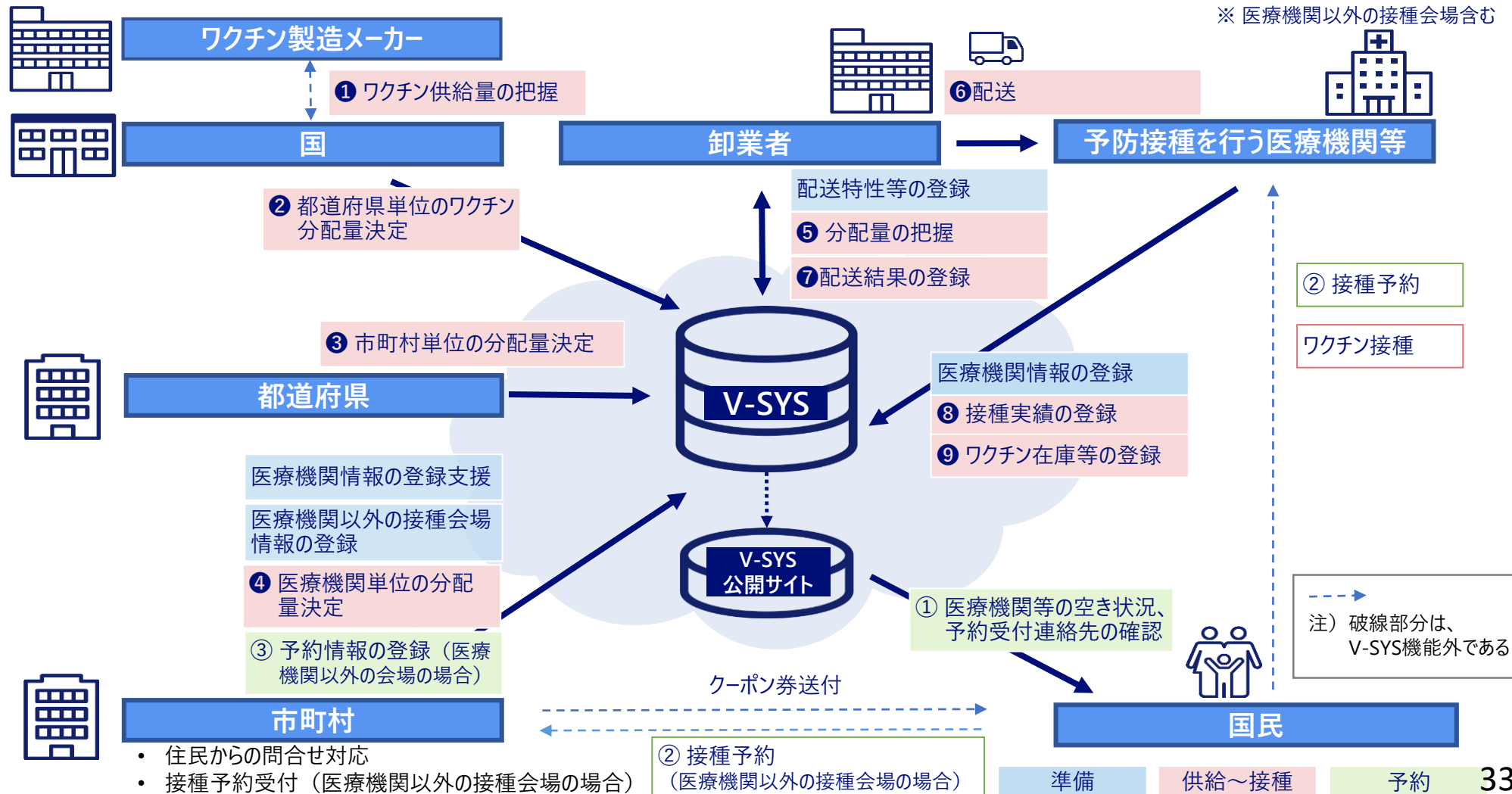
Step3 都道府県内の関係者間で最終協議

都道府県は都道府県医師会、（案のリストに入っている）卸各社の3者で都道府県内の流通体制について協議の上、決定する。

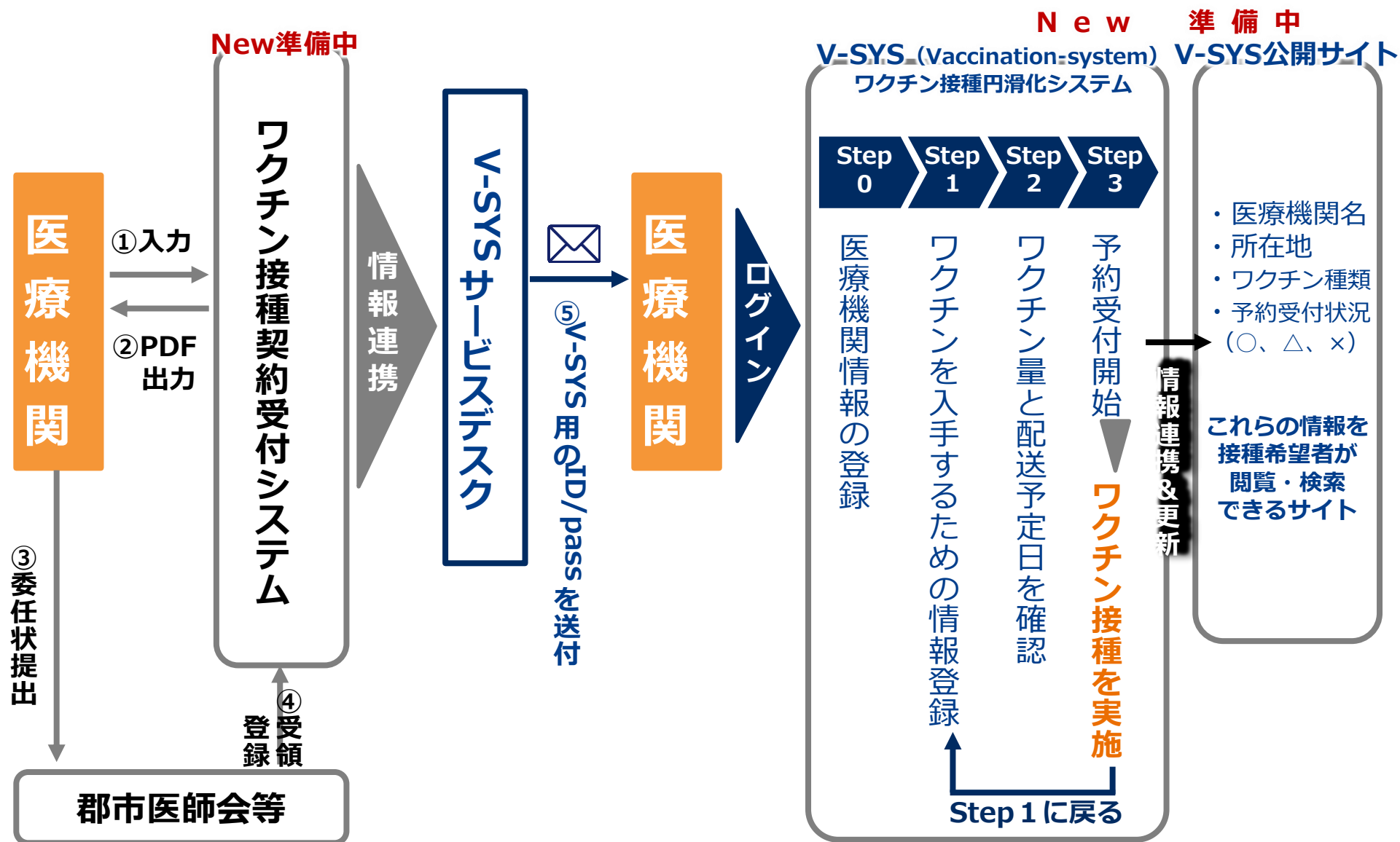
Step4 補正

別途、市町村が接種体制を構築するが、広域連合等のように複数の市町村で一体的に対応する場合、広域連合等を複数の卸で分担することがないように都道府県がStep3の決定内容を補正する。

- 国・都道府県・市町村は、ワクチン等の割当量を調整し、卸業者は、割当量に基づき各医療機関等にワクチン等を配送する。医療機関等は、接種実績やワクチン在庫量を報告する。
- 国は、クラウド上にこれらの情報伝達・共有を行うためのシステム（V－SYS）を構築する。
- 接種を行う医療機関等の情報については、国民がタイムリーに把握できるように、V－SYS登録情報に基づき公開する。



ワクチン接種を実施するまでの医療機関の業務フローの概要



ワクチン配分の調整にかかる全体の流れ

右記の情報伝達をV-SYS（ワクチン接種円滑化システム）で一元的に管理

国

Step
1

ワクチンの出荷可能量（確定値）を確認

Step
2

物流・接種等の標準スケジュールを設定

Step
3

都道府県毎のワクチン分配を調整

Step
4

都道府県別のワクチン分配量を登録

都道府県

Step
1

国から割り当てられたワクチン量を確認

Step
2

市町村毎のワクチン分配を調整

Step
3

市町村別のワクチン分配量を登録

国による確定処理後、市町村 Step1に移行

市町村

Step
1

都道府県から割り当てられたワクチン量を確認

Step
2

医療機関毎のワクチン分配を調整

Step
3

医療機関別のワクチン分配量を登録

都道府県による確定処理後、この情報を医療機関や卸に伝達

ワクチン配分の調整と物流の関係（全体概要）

V-SYS

① 出荷可能量・
時期を登録

② 国・都道府県で市町村別にワクチンを割り当て

都道府県名	市町村名	ワクチン配分量	卸物流倉庫
千葉県	千葉市 船橋市 (略)	8,000回分 5,000回分 ...	A社 関東倉庫 (@千葉)
東京都 (西東京)	武蔵野市 三鷹市 (略)	7,500回分 5,000回分 ...	B社 関東倉庫 (@埼玉)
東京都 (東東京)	千代田区 港区 (略)	2,500回分 5,000回分 ...	C社 横浜倉庫 (@横浜)
神奈川県 (北神奈川)	横浜市 川崎市 (略)	13,500回分 9,000回分 ...	C社 横浜倉庫 (@横浜)
神奈川県 (南神奈川)	鎌倉市 藤沢市 (略)	4,000回分 3,500回分 ...	A社 関東倉庫 (@千葉)
...			

並べ替え

都道府県名	市町村名	ワクチン配分量	卸物流倉庫
千葉県	千葉市 船橋市 (略)	8,000回分 5,000回分 ...	A社 関東倉庫 (@千葉)
神奈川県 (南神奈川)	鎌倉市 藤沢市 (略)	4,000回分 3,500回分 ...	A社 関東倉庫 (@千葉)
東京都 (西東京)	武蔵野市 三鷹市 (略)	7,500回分 5,000回分 ...	B社 関東倉庫 (@埼玉)
東京都 (東東京)	千代田区 港区 (略)	2,500回分 5,000回分 ...	C社 横浜倉庫 (@横浜)
神奈川県 (北神奈川)	横浜市 川崎市 (略)	13,500回分 9,000回分 ...	C社 横浜倉庫 (@横浜)
...			

③ 卸倉庫別のワクチン量を伝達

⑤ 市町村が医療機関別に
ワクチンを割り当て

千葉市		
医療機関名	ワクチン配分量	卸物流倉庫
〇〇病院	200回分	A社 関東倉庫 (@千葉)
△△クリニック (略)	100回分	
...	...	
	計8,000回分	

川崎市		
医療機関名	ワクチン配分量	卸物流倉庫
= =病院	500回分	C社 横浜倉庫 (@横浜)
～～クリニック (略)	150回分	
...	...	
	計9,000回分	

⑥ 医療機関別のワクチン量を伝達



④ 物流その1

卸物流倉庫



⑦ 物流その2

医療機関

ワクチンメーカー

■ 地域の医療機関 (既存の医療機関)

－ 既存の予約受付方法を活用

- ・ 予約受付システム
- ・ 電話での予約受付 等

■ 市町村が新設する 接種会場 － 市町村のコールセンターで電話受付 + V-SYS (市町村支援機能)

Step 0

接種会場の基本情報を登録

Step 1

ワクチン入手するための情報登録

Step 2

ワクチン量と配送予定日を確認

Step 3

予約枠の設定

Step 4

予約受付 & コールセンター職員による入力

Step 5

ワクチン接種を実施

(V-SYSには市町村が予約数を入力した予約者の情報を管理できる機能がある)

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

- ① 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計
- ② 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)
- ③ 接種に必要な物資・物流の確保
- ④ 接種・流通の円滑化
- ⑤ **接種順位の検討状況**

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

3. 具体的な接種体制の例

1 接種順位の大きなイメージ

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにする。

その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種をできるようにする。

想定される接種順位のイメージ

※ 供給量等を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。

医療従事者等への接種

高齢者へのクーポン
配布

高齢者への接種

それ以外の
者へのクー
ポン配布

基礎疾患を有する者
(高齢者以外) への接種

高齢者施設等の従事者への接種

上記以外の者に対し、ワクチンの
供給量等を踏まえ順次接種

2 医療従事者等の範囲について

（１）医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を定める。

- ・ 業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
- ・ 従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること

※ なお、ワクチンの基本的な性能として発症予防・重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないことから、患者への感染予防を目的として医療従事者等に接種するものではないことに留意（医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない）

（２）医療従事者等の範囲は以下とする。

○ 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員

※ 診療科、職種は限定しない。

※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。

※ 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

○ 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）

※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。

○ 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員

○ 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

以下が含まれる。

- ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等
- ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者
- ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者

3 高齢者施設等の従事者の接種順位について

（１）高齢者及び基礎疾患を有する者や障害を有する者が集団で居住する施設等で従事する者（以下「高齢者施設等の従事者」という。）の接種順位については、以下の理由から（２）の従事者を、高齢者に次ぐ接種順位と位置付ける。

→ 業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があること

（２）高齢者施設等の従事者の範囲は以下とする。

○高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員

※サービスの種類、職種は限定しない。

3 高齢者施設等の従事者の接種順位について(続き)

(3) 対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。

- 介護保険施設
 - ・ 介護老人福祉施設
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護療養型医療施設
 - ・ 介護医療院
- 居住系介護サービス
 - ・ 特定施設入居者生活介護
 - ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・ 認知症対応型共同生活介護
- 老人福祉法による老人福祉施設
 - ・ 養護老人ホーム(一般)(盲)
 - ・ 軽費老人ホーム A型、B型、(ケアハウス)
 - ・ 都市型軽費老人ホーム
 - ・ 有料老人ホーム
- 高齢者住まい法による住宅
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅
- 生活保護法による保護施設
 - ・ 救護施設
 - ・ 更生施設
 - ・ 宿所提供施設
- 障害者総合支援法による障害者支援施設等
 - ・ 障害者支援施設
 - ・ 共同生活援助事業所
 - ・ 重度障害者等包括支援事業所(共同生活援助を提供する場合に限る)
 - ・ 福祉ホーム
- その他の社会福祉法等による施設
 - ・ 社会福祉住居施設(日常生活支援住居施設を含む)
 - ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
 - ・ 生活困窮者一時宿泊施設
 - ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム
 - ・ 生活支援ハウス
 - ・ 婦人保護施設
 - ・ 矯正施設(※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る)
 - ・ 更生保護施設

4 高齢者及び基礎疾患を有する者の範囲、妊婦の接種順位について

高齢者及び基礎疾患を有する者の範囲、妊婦の接種順位については、厚生労働省において、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で議論を行い、関連学会から意見を聴きつつ、更に検討することとなっている。

※なお、その他の者については、年齢等に応じてあらかじめ接種券が配布されるが、医療機関等に予約することにより、接種を希望する者から順次接種となる。

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

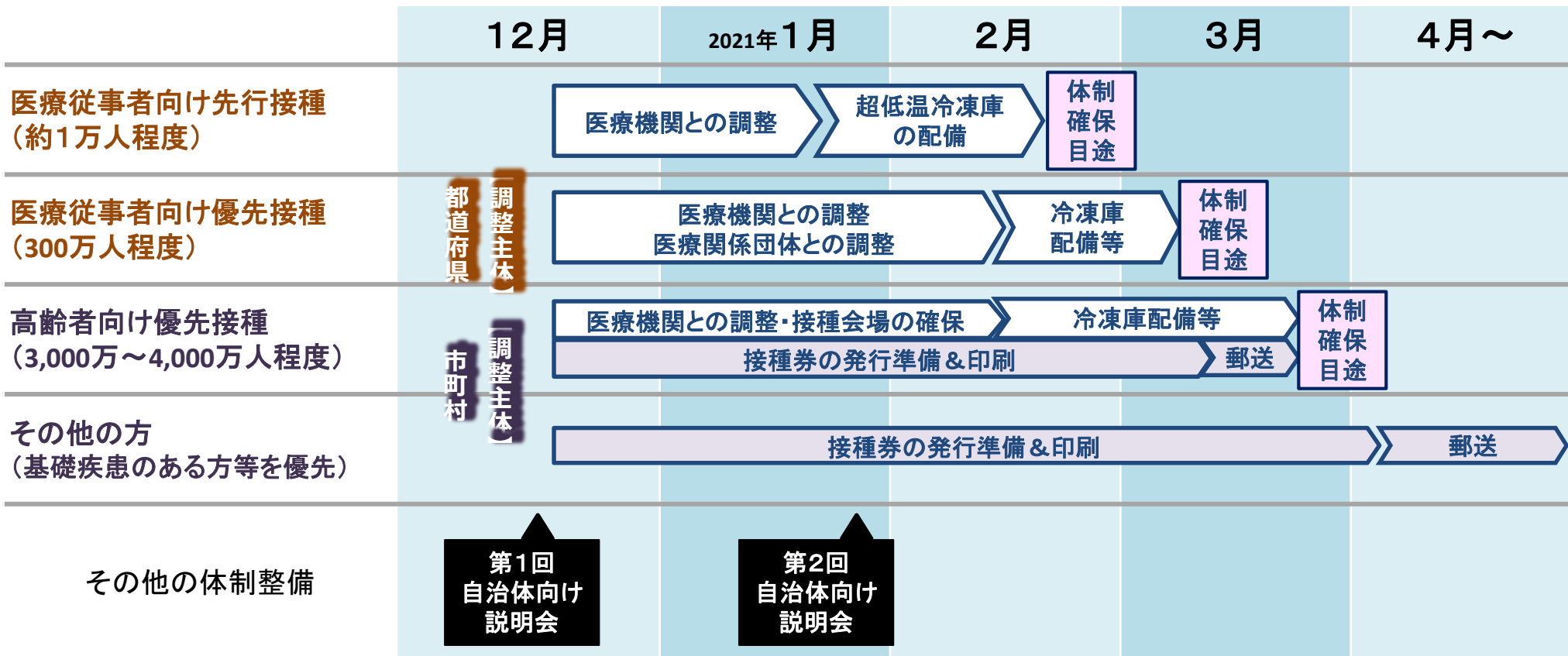
① まず行うべき準備とスケジュールの全体像

- ② 接種券(クーポン券)の発行について
- ③ 冷凍庫の割当
- ④ 集合契約への参加
- ⑤ 医療従事者等への接種体制の構築
- ⑥ 地域担当卸の決定
- ⑦ 補助金関係の事務スケジュールの見通し
- ⑧ その他

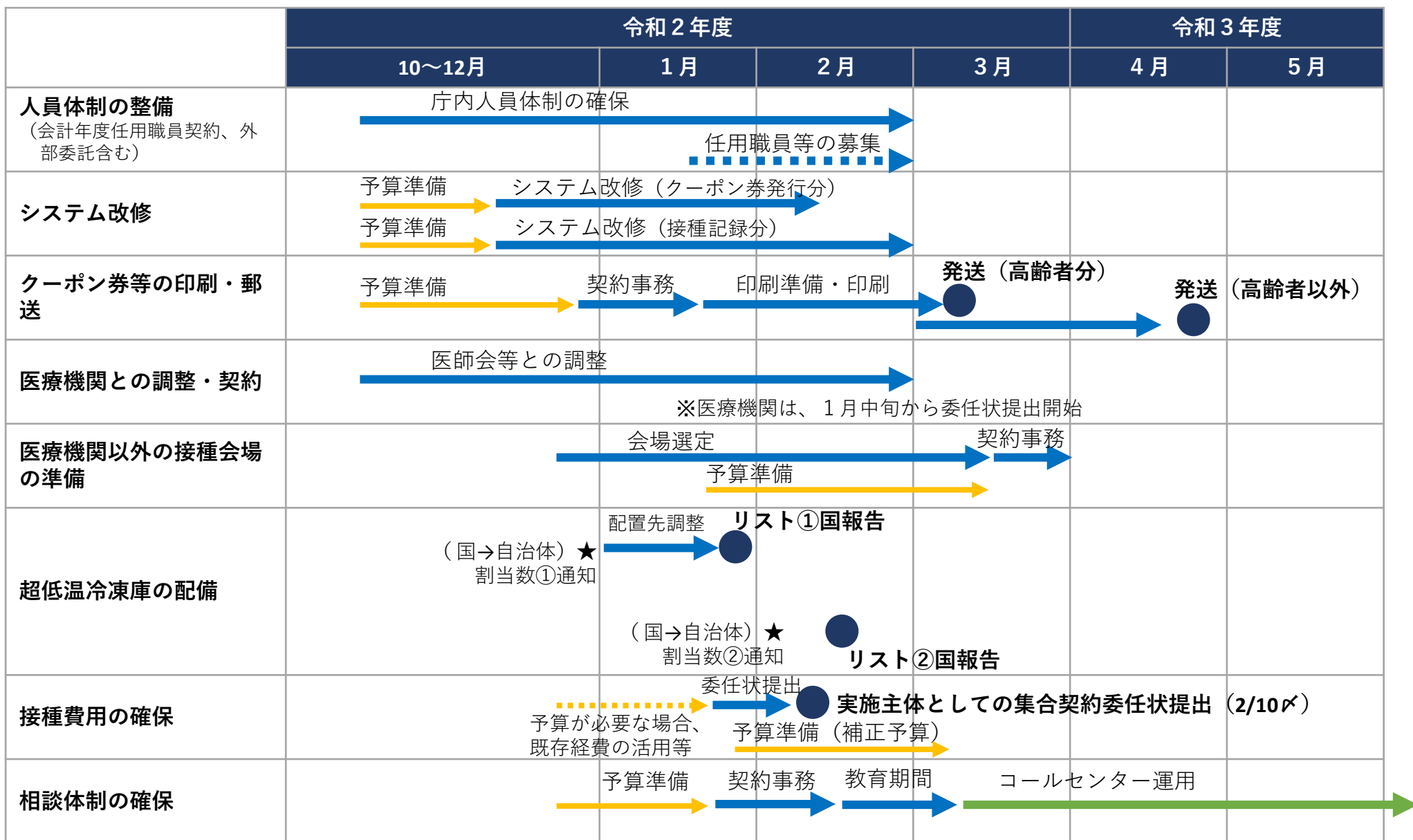
3. 具体的な接種体制の例

新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



体制確保に係る市町村準備スケジュール（イメージ）



国から自治体への情報発信等

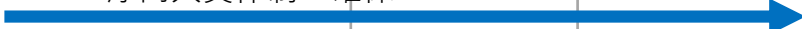
(10/23) ★
要綱・要領

★★
手引き案 説明会①

★
説明会②

◆ 集合契約締結
※接種実施医療機関等は随時追加可

体制確保に係る都道府県準備スケジュール（イメージ）

	令和2年度				令和3年度	
	10～12月	1月	2月	3月	4月	5月
人員体制の整備 （会計年度任用職員契約、外部委託含む）	庁内人員体制の確保  任用職員等の募集 					
ワクチン等の流通調整の準備	(12/14)★ 卸連に通知	地域担当卸決定 	(1/22報告済)			
医療従事者等への接種の実施体制確保	医療関係団体と調整  （都道府県→市町村）★ 医療従事者等の接種実施機関を情報提供  医療従事者等への接種実施機関が集合契約に手挙げしているか確認					
相談体制の確保		予算準備 	契約事務 	教育期間 	コールセンター運用 	
国から自治体への情報発信等	(10/23) ★ 要綱・要領	★ ★ 手引き案 説明会①	★ 説明会②	 集合契約締結 ※接種実施医療機関等は随時追加可		

人的体制の整備



a. 人材体制の整備

新型コロナウイルスワクチンの接種業務の準備・運営に当たっては、平時の業務量を大幅に上回る業務が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与したうえで、業務継続計画の発動も視野に、全庁的な責任体制を確保する。

b. 担当部門の決定及び人員の確保

新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することが出来るよう、必要な執行体制を計画し、確保する

以下の業務に係る棚卸・計画策定

- ①システム改修
- ②接種券等の印刷・郵送
- ③接種実施体制の検討・調整
- ④相談体制の確保 など

業務棚卸し



計画策定



必要人員数の想定

個別名入り人員リスト作成

業務内容の事前説明

業務継続が可能なシフト作成

外部委託でカバーする業務の選定（以下、例）

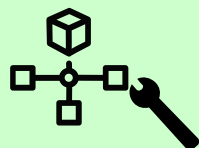
コールセンター

データ入力

c. 必要物資の確保

必要な物資のリストアップ、調達の準備を進める。

予防接種台帳システム等のシステム改修



個別通知等の発送対象者の抽出

通知等の印刷

接種記録の管理等

必要に応じたシステム改修



来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、予防接種台帳システム等により個別通知等の印刷を行う場合には、特に改修スケジュールに留意すること。

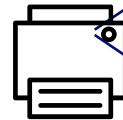
市町村が準備する主な事項

印刷・郵送



- 接種の案内、個別通知及び予診票等について印刷・郵送する。

接種券、接種券（予診のみ）及び接種済証の印刷レイアウト（案）

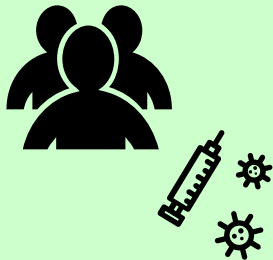


市内印刷

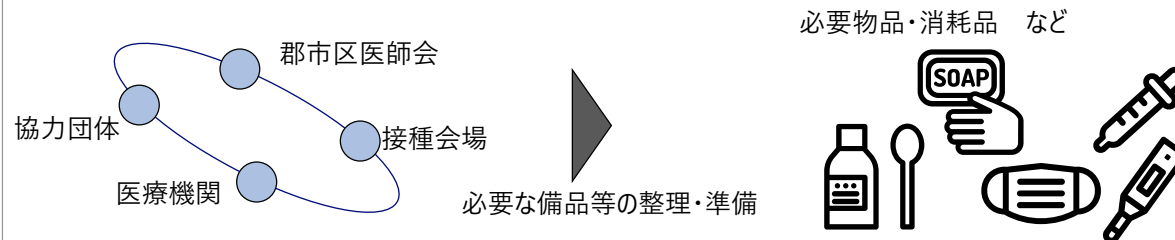
外部委託

業務負担軽減観点から外部委託の検討もいただきたいが、期間が短いため早急な業者選定を進められたい。

接種実施体制の調整・確保



- 地域の医療関係団体等と連携して、接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。
- 医療機関の診療体制やワクチンを接種可能な人数等を把握し、必要に応じ調整する。
- 委託先医療機関、医療機関以外の接種会場を確保する。特殊な物品の購入等が必要となる場合には、予め準備を行う。
- ワクチンの接種の実施、接種費用の支払に係る委託契約を行う。
- ディープフリーザーの設置場所を選定する。
- 医療機関等の接種会場別のワクチン分配量を調整・決定する（V-SYS）。



相談体制の確保



- 住民からの問合せ対応のためのコールセンター等を設置し運営する。
- 住民への適切な情報提供（広報）を行う
- 医療機関が自ら行う場合を除き、接種予約受付の体制を整備する。



都道府県が準備する主な事項

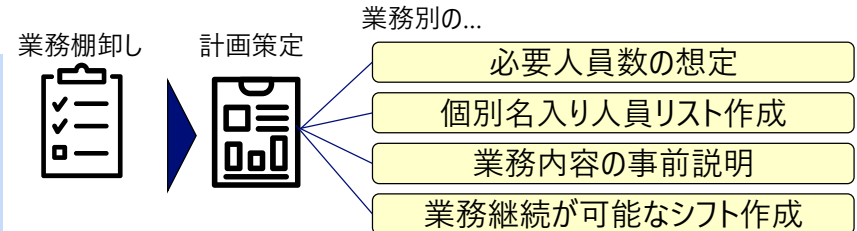
人的体制の整備



- 新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することが出来るよう、必要な執行体制を計画し、確保する。

以下の業務に係る棚卸・計画策定

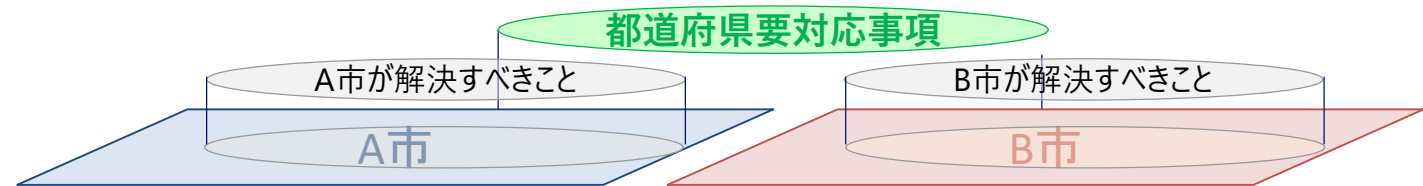
- ①市町村・ワクチン流通調整等の広域調整
- ②医療従事者等への接種の実施体制確保
- ③専門的相談体制の確保 など



広域での接種の実施体制の確保に係る調整



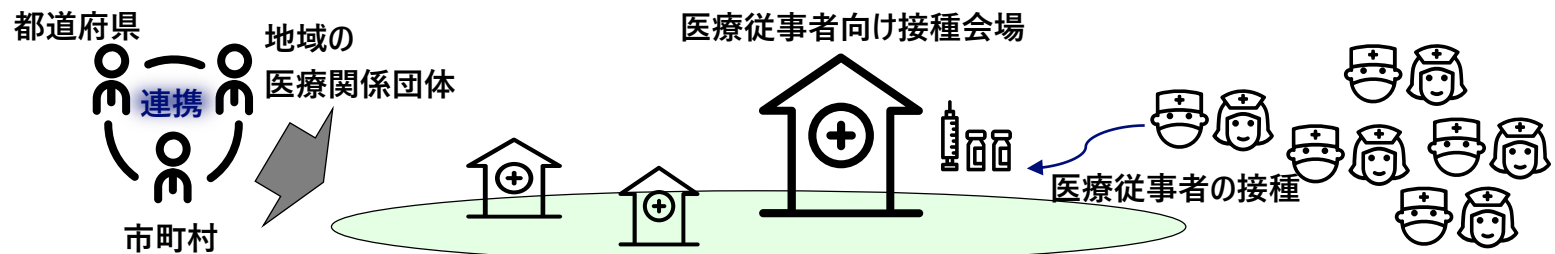
- 複数市町村にまたがる調整事項に対し、助言・調整を行う
原則として、市町村内部での解決若しくは、市町村間での解決を基本とするが、管内の複数市町村を跨ぐ調整に対処する



医療従事者等への接種の実施体制の確保



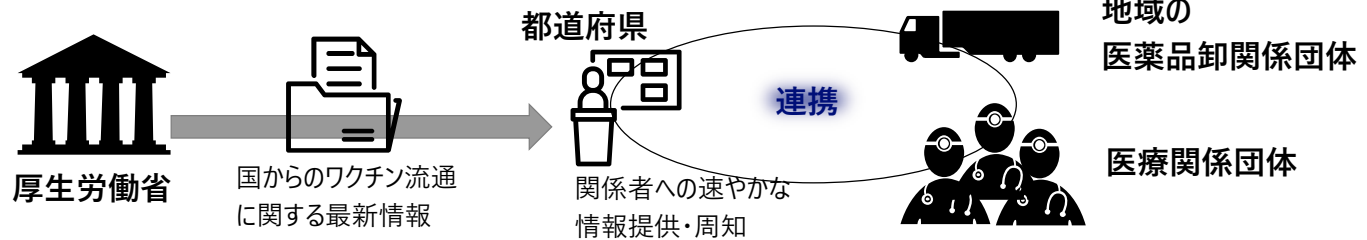
- 市町村・医療関係団体等と連携し、医療従事者等への接種体制構築の検討・調整を行う
- どこの医療機関で医療従事者等への接種を行うか、リストを作成する



新型コロナウイルスワクチン流通調整



- ワクチン流通の調整に向けて、医療関係団体、卸関係団体、市内薬務担当部門等の関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する



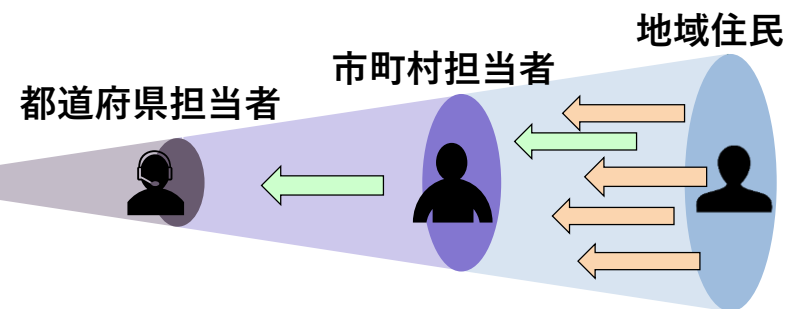
- 地域担当卸の選定（都道府県医師会、卸各社の3者で都道府県内の流通体制について協議する）

専門的相談体制の確保



- 市町村で対応が困難な専門的な相談等を受け付ける体制を確保する

質問の多くは、市区町村が対応可能な接種券、接種会場への予約に関する業務が予想される。
都道府県担当者は、市町村担当では回答が難しいワクチンに係る質疑等に対応する。
→専門人材としての都道府県担当者を確保するための予備的検討・外部委託可能性を調査する



1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

- ① まず行うべき準備とスケジュールの全体像
- ② **接種券(クーポン券)の発行について**
- ③ 冷凍庫の割当
- ④ 集合契約への参加
- ⑤ 医療従事者等への接種体制の構築
- ⑥ 地域担当卸の決定
- ⑦ 補助金関係の事務スケジュールの見通し
- ⑧ その他

3. 具体的な接種体制の例

接種券（クーポン券）の発行について

- 接種券については12月中に様式・仕様及び接種券の発行方法を通知にて示す予定である。
- 接種券を用いた接種を最初に行う群である高齢者において、接種開始までに接種券が届くためには、下記スケジュールを参考に早急に印刷業者等と調整する必要がある。

接種券を準備する際の高齢者の考え方

高齢者の考え方：令和○年○月○日に●歳以上になる者

データ抽出時点：令和3年1月1日時点において、当該市町村の住民基本台帳に記録されている高齢者

留意点

ワクチンの供給量によっては、高齢者の中でも段階的に接種を開始する可能性があるため、印刷業者等と委託契約する際は、75歳未満と75歳以上の者（P）の接種券を区分けして納品できるよう指定すること。

高齢者分の接種券の印刷・発送スケジュール

	令和2年度			
	12月	1月	2月	3月
印刷業者等との委託契約・調整	(国→自治体)★ 通知	契約事務 レイアウト確定（封筒含む）		
予防接種台帳システム等からのデータ抽出		ベンダーとの調整 データ抽出		
印刷 （封入・封緘、抜き取りを含む）			印刷、封入・封緘、抜き取り	
郵送				郵送

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

- ① まず行うべき準備とスケジュールの全体像
- ② 接種券(クーポン券)の発行について
- ③ **冷凍庫の割当**
- ④ 集合契約への参加
- ⑤ 医療従事者等への接種体制の構築
- ⑥ 地域担当卸の決定
- ⑦ 補助金関係の事務スケジュールの見通し
- ⑧ その他

3. 具体的な接種体制の例

- 医療機関で冷凍保管が必要なワクチンを適切に管理できるよう、マイナス75℃のディープフリーザー3,000台、マイナス20℃のディープフリーザー7,500台を確保。
- 国が確保した冷凍庫については、各自治体の人口を基に可能な限り公平になるように割り当てを行う。

基本的な考え方

- 国が確保した冷凍庫については、全ての市区町村に対して、可能な限り公平になるように人口規模に応じ、最低1台を割り当てる。
- 市区町村は、割り当て台数の範囲内で必要な冷凍庫を購入する（国庫補助の対象）。
- 残余が発生した場合は、二次募集を実施し、追加が必要な事由等に基づき、割り当てを行う。

各自治体への割り当てのイメージ

※令和2年1月1日住民基本台帳人口を用いて推計

マイナス75℃のディープフリーザー3,000台

割り当て台数 計3,000台	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台	9台	10台	11～28台
対象自治体数 計1,741市区町村	1,192	262	156	46	27	23	10	9	3	3	10
(参考)人口規模(万人)	～約5	約5～10	10～20	20～30	30～40	40～50	50～65	65～80	80～95	95～110	110～※

マイナス20℃のディープフリーザー7,500台

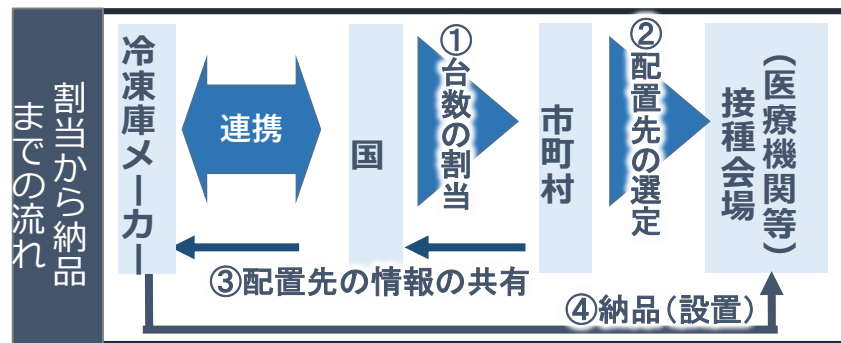
※15万人毎に1台追加される。

割り当て台数 計7,500台	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台	9台	10台	11～198台
対象自治体数 計1,741市区町村	802	298	181	109	64	56	30	29	21	16	135
(参考)人口規模(万人)	～2	2～4	4～6	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～約20	約20～※

※約2万人毎に1台追加される。56

冷凍庫の割当について

- 医療機関等の接種会場でワクチンを保管するために必要となる冷凍庫（ディープフリーザー）について、以下の流れ・スケジュールで市町村が中心となって地域内に配置する。



連絡の様式①

国から市町村への通知

-70℃	PHC社	日フリ社
市町村 1	2台	1台
...		
市町村 1741	4台	2台

報告の様式②

市町村 1 から国への報告イメージ

No	状況	配置先	所在地	連絡先	用途	社名
1	確定	...	...	...	優先接種	PHC社
2	必要	未定	未定	未定	それ以外	PHC社
3	不要	—	—	—	—	日フリ社

不要となった場合は、2月以降に希望する他の市町村に割り当てる。

① 12月下旬 国が自治体に各市町村に割り当てた台数を通知。（連絡様式①）

② ①以降～ 市町村がディープフリーザーの配置先を選定。

<留意事項>

- ・医療従事者向けの優先接種を実施する接種会場には、ディープフリーザーの設置を必須とするため、**都道府県と連携して配置先を調整**する必要がある。
- ・ディープフリーザーがない接種会場でファイザー社のワクチンを保管するために必要となるドライアイスについては、国が一括で調達し、接種会場に供給することを検討しているが、配送可能な地域を限定する予定。したがって、**ドライアイスの配送が不可の地域では、ディープフリーザーがある接種会場のみでファイザー社ワクチンの接種体制を構築する必要がある。**

③ 1月28日（木）× 市町村が選定した配置先のリストを国に報告する。（報告様式②）

④ ③のリストにもとづき、**医療従事者向けの優先接種を実施する接種会場**のディープフリーザーは、**2月中目処に納品。**

⑤ **医療従事者向けの優先接種以外の接種会場**のディープフリーザーには、**3月中目処に納品。**

注)

- 国が割り当てる冷凍庫の契約・購入方法については、できるだけ簡便なものとなるよう調整中であり、追ってお示しする。
- 冷凍庫の確保が円滑にできるよう、国は全体調整を行っている。
したがって、国から割り当てられた以外の製品やそれ以上の台数を市町村が独自に購入することを国が妨げるものではない。

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

- ① まず行うべき準備とスケジュールの全体像
- ② 接種券(クーポン券)の発行について
- ③ 冷凍庫の割当
- ④ **集合契約への参加**
- ⑤ 医療従事者等への接種体制の構築
- ⑥ 地域担当卸の決定
- ⑦ 補助金関係の事務スケジュールの見通し
- ⑧ その他

3. 具体的な接種体制の例

集合契約関連のスケジュール

- 全ての市町村は、2月下旬に医療従事者を対象とした接種体制の準備を完了するため、2月10日までに、集合契約にかかる委任状を都道府県に提出する。

集合契約

実施機関
(医療機関等)

委任
→
←

日本医師会

委託
→
受託
←

全国
知事会

委任
←
→

市町村

・赤字は重要な期限

集合契約等				(参考)関連する接種体制構築のスケジュール		
時期	主な日程 (国)	委託側 (市町村)	受託側 (医療機関等)	医療従事者等への優先接種		住民向けの接種
				医療機関・医療関係団体分	自治体等コロナ対策従事者分	
12月18日	接種単価案公表			自治体向け説明会		
12月下旬	契約書(暫定)の公表			・医療関係団体との調整(接種人数の把握、接種医療機関の確保) ・院内で接種する大規模医療機関の把握 ・被接種者数の把握(団体会員等との連絡調整を含む) ↓ ・被接種者の名簿作成 ・受け入れ人数調整	・接種医療機関の確保(公的医療機関、医療関係団体等と調整) ・被接種者数の把握(国、市町村の機関等との連絡調整を含む) ↓ ・被接種者の名簿作成 ・受け入れ人数調整	・接種医療機関の確保又は市町村による接種体制の確保
1月上旬						
1月中旬	接種実施機関受付システムリリース	委任状提出開始 (市町村から都道府県へ提出)	委任状提出開始 (接種実施機関受付システムを使用)			
1月下旬						
2月上旬		★全市町村の委任状提出期限(2月10日)				
2月中旬	集合契約締結	★都道府県の取りまとめ、全国知事会への委任元リスト提出期限(2月17日)	★医療従事者等への接種を行う医療機関分の委任状提出期限(2月17日)			
2月下旬	医療従事者等を対象とした接種体制の準備完了					
3月上旬頃			★住民向けの接種を行う医療機関分の委任状提出期限			

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

- ① まず行うべき準備とスケジュールの全体像
- ② 接種券(クーポン券)の発行について
- ③ 冷凍庫の割当
- ④ 集合契約への参加
- ⑤ **医療従事者等への接種体制の構築**
- ⑥ 地域担当卸の決定
- ⑦ 補助金関係の事務スケジュールの見通し
- ⑧ その他

3. 具体的な接種体制の例

対象者	接種場所	接種体制構築の中心
大規模医療機関の医療従事者	従事する医療機関内	当該大規模医療機関
大規模医療機関以外の医療従事者	医療関係団体等が事前に提携した協力医療機関	医療関係団体等
保健師、救急隊員等の自治体職員等	都道府県が事前に提携した協力医療機関	都道府県

都道府県による事前準備

■保健師、救急隊員等の自治体職員等への主な対応

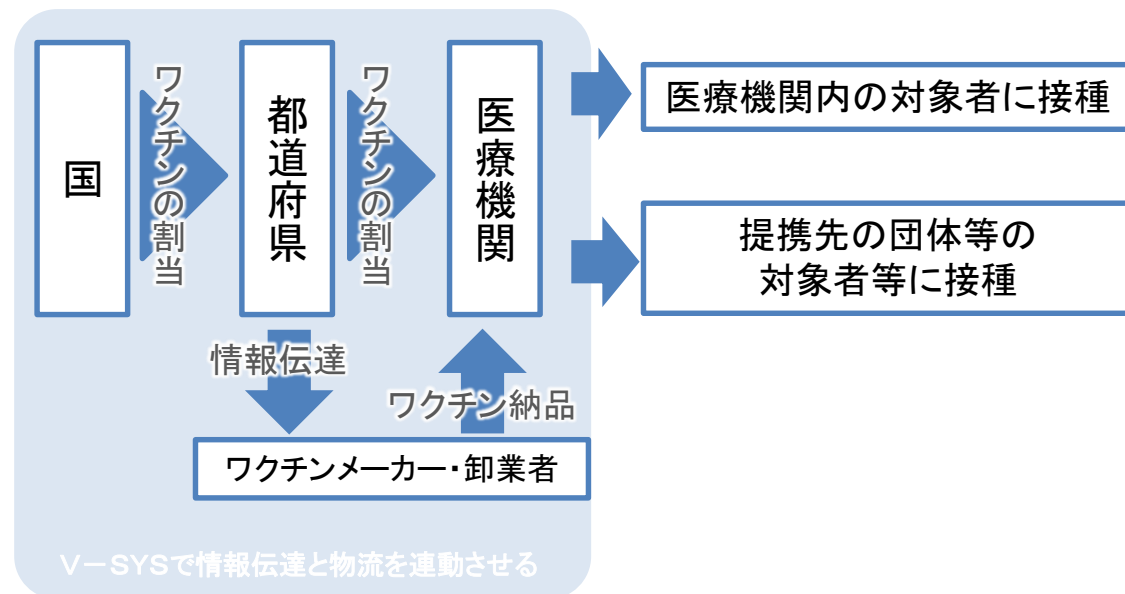
- ・接種を行う医療機関と提携
- ・接種対象者(市町村、国の機関等を含む)の把握
- ・接種を受ける方の名簿作成等
- ・提携医療機関と日時、受け入れ人数等の詳細を調整

■その他の医療従事者等への主な対応

- ・地域内の関係団体への周知・調整・支援
- ・院内で接種する大規模医療機関の把握と調整

■その他(共通)

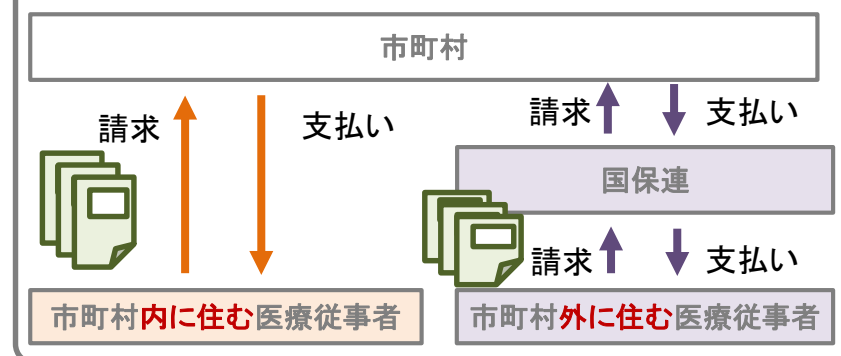
ディープフリーザーの配置場所に関して市町村と連携



関係団体の主な事前準備

- ・会員等への周知・調整
- ・接種を行う医療機関と提携
- ・日時、受け入れ人数等の詳細の調整
- ・接種を受ける方の名簿作成等

費用請求・支払い&接種実績の報告



医療従事者等に対する優先接種の事前準備等について

(超低温管理が必要なファイザー社ワクチンを想定した対応)

大規模医療機関の医療従事者

大規模医療機関以外の医療従事者

保健師等の自治体職員等への対応

都道府県から関係者への説明【12/25まで】

(注)赤字の日時については、3月前半に医療従事者向けの優先接種の実施に必要な体制を確保するための目安

1. 実施医療機関の把握等

- (1)院内で接種する大規模医療機関※を都道府県が把握【1/25まで】
※975回分のワクチンを無駄なく接種できる体制がある医療機関
- (2)実施医療機関への自治体によるディープフリーザーの配置の調整【1/28まで】
- (3)医療機関は集合契約の加入手続きやV-SYSへのログインを行う
※併せて自治体職員等や地域の医療従事者への受け入れについても協力を要請

2. 実施医療機関による接種対象者の人数の把握と対象者の特定

- (1)接種の意向を確認の上、接種予定者のリストを作成。
- (2)リストをV-SYSに登録。個人用の予診票(PDF)を出力。

1. 接種を行う医療機関と提携

- (1)医療関係団体等は、都道府県内の医療機関に要請し、接種を実施する医療機関を確保。【1/28まで】
- (2)実施医療機関への自治体によるディープフリーザーの配置の調整。【1/28まで】

2. 接種対象者の人数の把握と対象者の特定

- (1)各医療関係団体等は、会員等が所属する各施設の接種予定者数及び対象者リストをとりまとめる。【2/28まで】
- (2)各医療関係団体等は予定者数の接種の実施について、接種実施医療機関と調整する。【2/15まで】
- (2)医療関係団体等は接種予定者リストをV-SYSに登録。個人用の予診票(PDF)を出力し、各施設に提供。
＜補足＞医療関係団体に所属しない施設については、都道府県からの要請を受けて同職種の医療関係団体が対応する、又は、都道府県で対応する。

- (1)都道府県は、都道府県内の医療機関に要請し、接種を実施する医療機関を確保。【1/28まで】
- (2)実施医療機関への自治体によるディープフリーザーの配置の調整。【1/28まで】

- (1)都道府県は、対象者が所属する各機関(都道府県の組織や市町村、国の機関等を含む)の接種予定者数及び対象者リストをとりまとめる。【2/28まで】
- (2)都道府県は予定者数の接種の実施について、接種実施医療機関と調整する。【2/15まで】
- (3)都道府県は接種予定者リストをV-SYSに登録。個人用の予診票(PDF)を出力し、各組織に提供。

【ワクチンの手配】①ワクチンの必要量をV-SYSに登録 ②割り当てられたワクチン量・納品予定日を確認

3. 接種日時等の決定

- ・院内の対象者数を踏まえて、接種日時等の詳細を決定。

4. 対象者への案内

- ・接種予定者に日時等を案内するとともに、2.(2)で出力した個人用の予診票を本人に提供。

3. 接種日時等の医療機関との調整

- ・接種医療機関と接種日時や日時毎の受入れ人数(受け入れ枠)等の詳細を調整。

4. 対象者への案内

- (1)都道府県/医療関係団体等は、3.で調整した受け入れ枠等を踏まえ、被接種者の所属先毎に接種日時等を周知する。
- (2)被接種者を所属先は接種予定者に日時や接種医療機関等を案内するとともに、2.(3)で入手した被接種者個人用の予診票を本人に提供する。

【ワクチン接種時の対応】①対象者は個人用の予診票を持参し指定された日時に医療機関を訪問。②ワクチン接種の実施。

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

- ① まず行うべき準備とスケジュールの全体像
- ② 接種券(クーポン券)の発行について
- ③ 冷凍庫の割当
- ④ 集合契約への参加
- ⑤ 医療従事者等への接種体制の構築
- ⑥ **地域担当卸の決定**
- ⑦ 補助金関係の事務スケジュールの見通し
- ⑧ その他

3. 具体的な接種体制の例

- まず、医薬品卸売業連合会が卸各社の意向を確認する。都道府県はその結果から必要に応じて都道府県内を複数の地域に分割するとともに卸各社の希望を聴取して地域と卸の組み合わせのリストを作成する。
- その後、都道府県・都道府県医師会・卸各社の3者で都道府県内の流通体制について協議した上で、地域を担当する卸業者を決定する。

Step1 卸連から卸各社への意向確認（全国規模の調整）

新型コロナウイルスワクチンの流通を担うことについて、日本医薬品卸売業連合会が卸各社から地域（都道府県単位）毎に意向を確認する。

意向内容

- ：都道府県内の全地域で対応可
- △：都道府県内の一部地域のみ対応可
- ×：対応困難or対応不可

Step2 都道府県内の調整

都道府県内で候補となる卸が複数社ある場合は、都道府県が以下の手順で都道府県内の地域を分割して、地域と卸の組み合わせを調整する。

Step 2 - 1

都道府県内を分割

Step 2 - 2

卸各社の希望を聴取

Step 2 - 3

地域と卸の組み合わせのリスト（案）を作成

- ・ ○が複数社ある都道府県では、○の数で、○が0社の都道府県では、△の数で都道府県内を分割をする。
- ・ 都道府県は物流網、交通網等から非合理的な分割になっていないか、離島や過疎地域が過度に偏っていないか等を卸各社と協議の上、都道府県内の分割ラインを決定する。

Step3 都道府県内の関係者間で最終協議

都道府県は都道府県医師会、（案のリストに入っている）卸各社の3者で都道府県内の流通体制について協議の上、決定する。

Step4 補正

別途、市町村が接種体制を構築するが、広域連合等のように複数の市町村で一体的に対応する場合、広域連合等を複数の卸で分担することがないように都道府県がStep3の決定内容を補正する。

卸売販売業者の担当地域の選定スケジュール等

調整スケジュール

- ① 12月14日（月） 国が医薬品卸売業連合会（卸連）に通達。
- ② 12月15日（火）～25日（金） 卸連から卸各社に意向を確認。【Step 1】
- ③ 1月 6日（水） 卸連がとりまとめた結果を厚労省及び卸各社に伝達
- ④ 1月 7日（木） 卸連がとりまとめた結果等を厚労省から都道府県に通知
- ⑤ ～1月22日（金） 都道府県内の調整及び関係者間の最終協議【Step 2、3】
- ⑥ 1月25日（月）✕ 都道府県内の流通体制を国に報告
- ⑦ ～2月末 都道府県による微調整【Step 4】

卸業者に必要な基本的な要件

- （1）現時点において、契約締結又は基本合意に至っている新型コロナワクチン及び当該ワクチンの接種用の針・シリンジの保管・流通等について、平時の商流・物流とは異なる特別対応が求められることや、それらを混乱なく速やかに医療機関等の接種会場に納品することの重要性を理解するとともに、天災等を含めた想定外の事態にも、国、都道府県、製造販売業者、医療機関等の関係者と協力して対応するなど、地域内のワクチン等の保管・流通等を一元的に担うことについて卸業者として責任を持った対応を行う意思があること。
※ファイザー社のワクチンについては超低温での迅速な納品が必要となるため、メーカーから医療機関等の接種会場に直接配送される。
- （2）必要な情報伝達、報告受付等については、クラウド上に新設するワクチン接種円滑化システム（V-S Y S）を介して行うことを想定しており、卸業者として、指定された期日での配送その他国の指示に基づく必要な対応を適切に行えること。
- （3）担当を希望する都道府県内の医療機関とワクチンに係る取引実績があること。
- （4）担当を希望する都道府県内に物流センター又は支店を有し、トラブル等への対応ができる体制があること。
- （5）落雷、地震による停電等によりコールドチェーン体制が損なわれることがないよう、ワクチンを取り扱う全ての物流センターに自家発電装置等を備えていること。また、その他の事業継続対策（BCP対策）を整えていること。
- （6）副反応の発生時等に必要な情報を収集し、ワクチン及び針・シリンジの製造販売業者に伝達することができるとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する生物由来製品の記録保管及び情報提供を適切に行えること。
- （7）その他、各社ワクチンの特性に応じた必要な要件を満たすこと。
- （6）委託経費については、別途、委託元（厚労省又はワクチンメーカー）から伝達する。

各社のワクチンの取扱いに必要な基本的な要件について

武田・モデルナ社のワクチン

- (1) 卸業者が指定する物流倉庫に納品されたワクチンを $-20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ の貯法で保管するとともに、 $-20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ を保った上で、指定された納入先に期日内に配送することができること。
(※ワクチンの分配・納品作業においてディープフリーザーから出すことができる時間(許容暴露時間)は $2 \sim 8^{\circ}\text{C}$ の条件下で計10分間であり、解凍は不可であること。これを厳守し、求めに応じて報告できるように必要な記録をとること。)
- (2) 保冷室($2 \sim 8^{\circ}\text{C}$)を備え、仕分・梱包・配送等の必要な作業を当該保冷室で行うことができること。
- (4) 品質管理、温度管理、偽造医薬品対策等の観点から、医薬品の適正流通(GDP)ガイドラインに一定レベルで適合していることを武田薬品工業株式会社又は厚生労働省の指定する者の確認を受けていること。
- (5) 当該ワクチンは、英語での包装・ラベル表示での輸入となるため、別途、武田薬品工業株式会社から提供される日本語の添付文書・取扱説明書をワクチン配送時に同梱・同封できること。
- (6) ワクチンの接種医に対して添付文書・取扱説明書の内容・情報を提供できること。

【補足】卸業者での保管及び配送用にロガー付きで車載可能なディープフリーザーは武田薬品工業(株)から提供される。(巡回配送を前提とした数)

ディープフリーザーの代わりに -20°C の蓄冷剤と配送用保冷ボックスを組み合わせた対応も可能であるが、ロガーによる温度管理が実施されていること。

なお、急速冷凍機や -20°C の蓄冷材等の設備等は武田薬品工業(株)から提供されない。

アストラゼネカ社のワクチン

- (1) 卸業者が指定する物流倉庫に納品されたワクチンを $2 \sim 8^{\circ}\text{C}$ の貯法で保管するとともに、 $2 \sim 8^{\circ}\text{C}$ を保った上で、指定された納入先に期日内に配送することができること。
- (2) 保冷室($2 \sim 8^{\circ}\text{C}$)を備え、仕分・梱包・配送等の必要な作業を当該保冷室で行うことができること。
- (3) 当該ワクチンは、英語での包装・ラベル表示での輸入となるため、別途、アストラゼネカ株式会社から提供される日本語の添付文書・取扱説明書をワクチン配送時に同梱・同封できること。
- (4) ワクチンの接種医に対して添付文書・取扱説明書の内容・情報を提供できること。

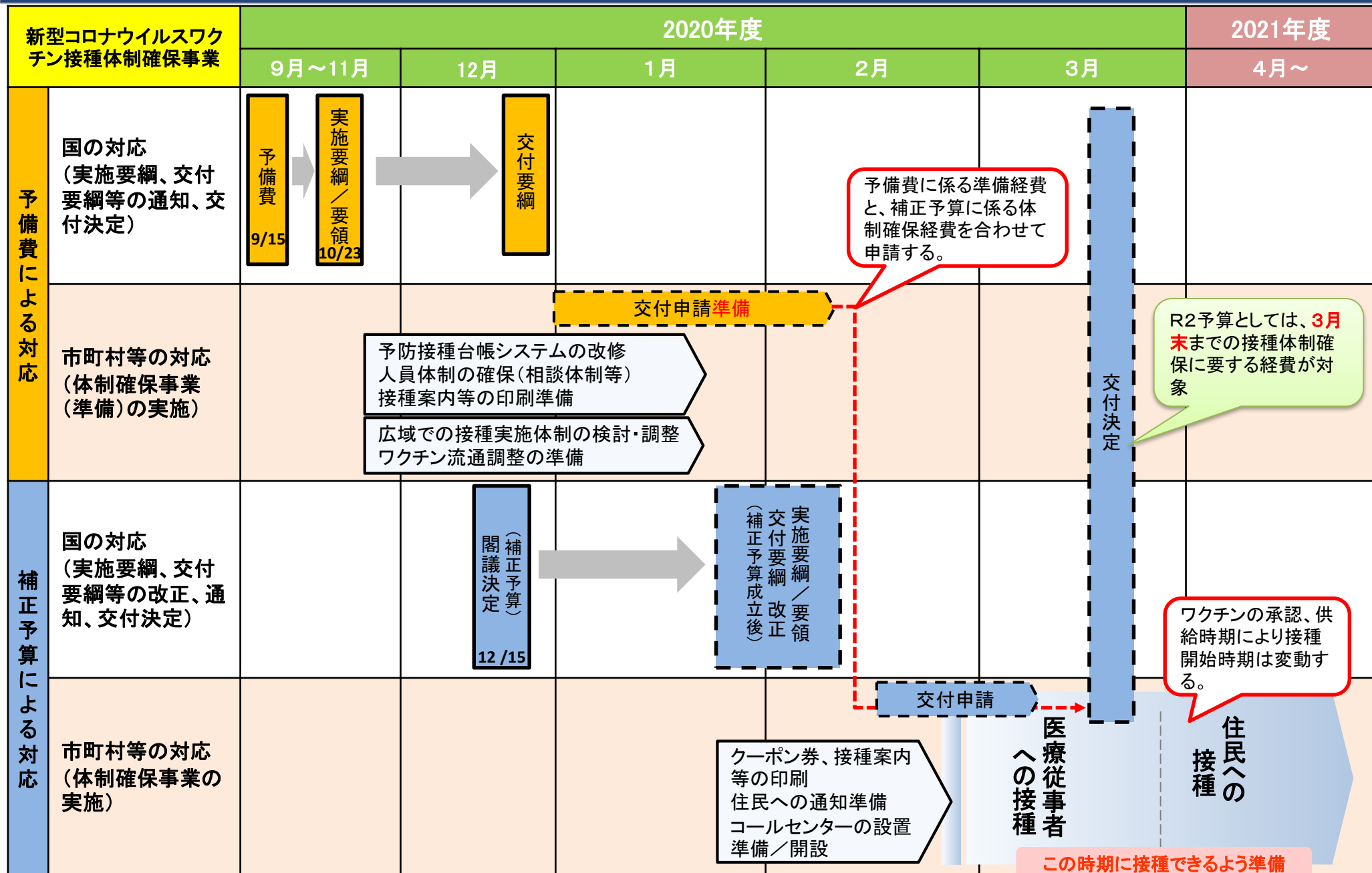
1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

- ① まず行うべき準備とスケジュールの全体像
- ② 接種券(クーポン券)の発行について
- ③ 冷凍庫の割当
- ④ 集合契約への参加
- ⑤ 医療従事者等への接種体制の構築
- ⑥ 地域担当卸の決定
- ⑦ 補助金関係の事務スケジュールの見通し
- ⑧ その他

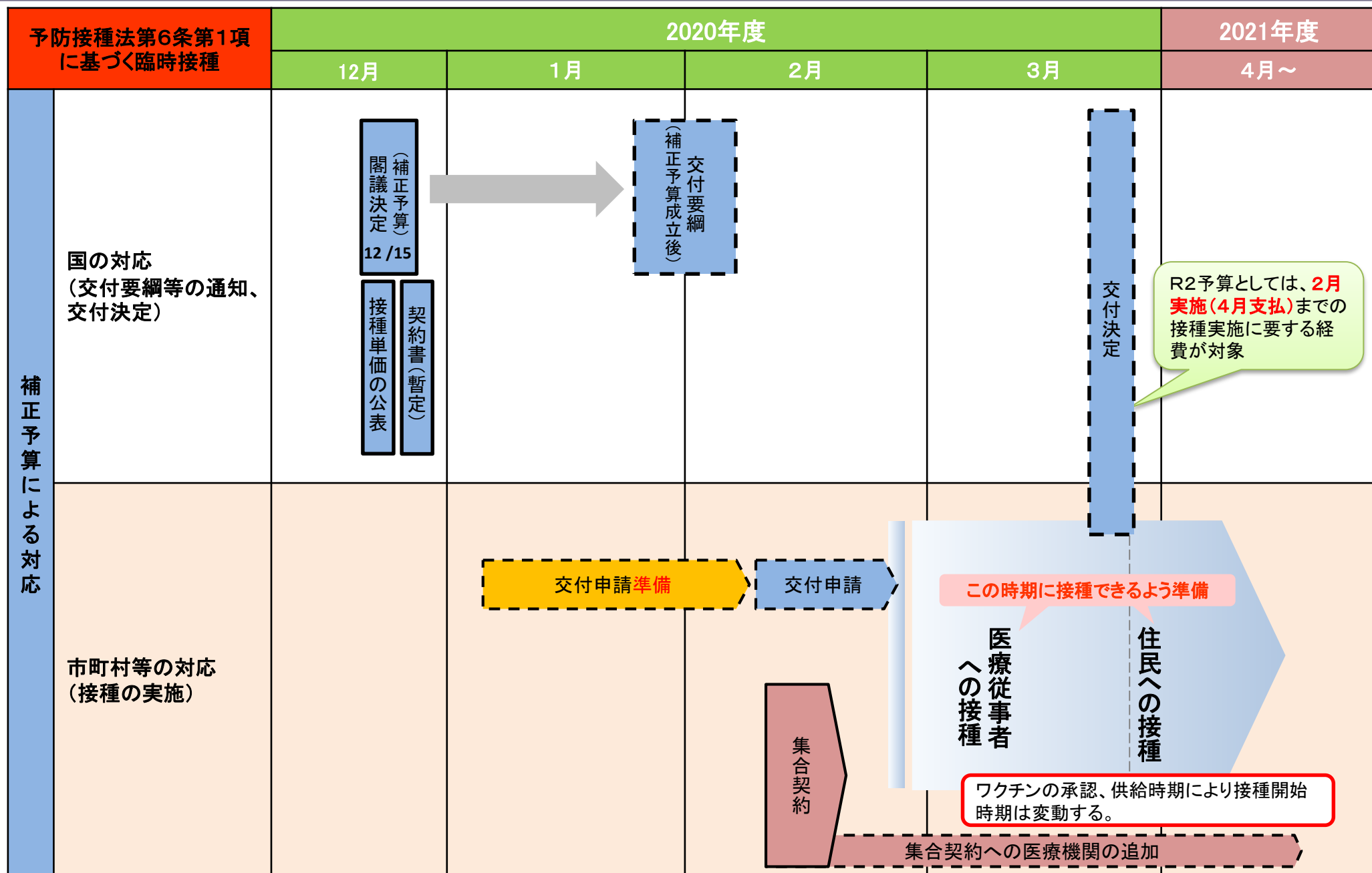
3. 具体的な接種体制の例

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係るスケジュール（補助金）



※優先順位は検討中の案に基づく

新型コロナウイルスワクチン接種の実施に係るスケジュール（負担金）



※優先順位は検討中の案に基づく

新型コロナウイルスワクチンの接種費用について

(第3次補正予算案における積算の考え方)

- 新型コロナウイルスワクチンの接種については、厚生労働大臣の指示に基づき国の負担により実施することを踏まえ、接種委託費用についても、全国統一の単価とし、接種1回目、接種2回目とも共通の2,070円とする。(ワクチン代については、国が確保供給するため接種費用に含めない。)
- 上記の接種費用には、接種費用(注射料)350円と、接種実施医療機関における事務費180円を含む。(一般的な事務費のほか、感染防止対策やV-SYS入力手数料等を勘案。)
- 市町村が接種会場において集団的に接種を実施する場合に必要な接種費用についても、
 - ・医療従事者や誘導のための人員、
 - ・接種会場(待合室等を含む)の確保
 - ・接種に要する器具等の確保 等
 の経費を、2,070円/回を上限として国が負担する。

	予診費用	事務費	接種費用	合計額	
接種費用	1,540円	180円	350円	2,070円	
(参考) 積算の考え方	(1回目※)2,340円	180円	350円	2,870円	平均 2,070円
	(2回目) 730円	180円	350円	1,260円	

※1回目の予診費用については、医科点数(診療報酬)の初診料(2,880円)と再診料(730円)の割合をそれぞれ75%、25%(再診の割合は、「傷病で通院している人の割合(2019年国民生活基礎調査)」(=40.4%)から、ワクチン接種と関係の薄い診療科に関する傷病の割合を除いたもの(=25%))とし、その合計額とした。

初診料(2,880円)×75%、再診料(730円)×25% → 2,340円

※ 6歳未満の乳幼児の予診費用については、上記と同様に医科点数(診療報酬)の初診乳幼児加算(750円)と再診乳幼児加算(380円)の割合を、それぞれ75%、25%とし、その合計額(660円)を加算するものとする。

接種を実施する市区町村において、接種実施医療機関との委託契約(集合契約)が必要。

予備費(10月23日付通知)に基づく事業

○ 人的体制の整備

- 平時を大幅に上回る業務量に対応できるよう、必要な人員を確保する

○ 予防接種台帳システム等のシステム改修

- 個別通知等の印刷や接種記録の管理等を行えるよう、必要に応じて予防接種台帳システム等を改修する

○ 印刷・郵送準備

- 接種の案内、個別通知及び予診票等を印刷できるよう準備する

○ 接種実施体制の検討・調整

- 医療関係団体等と連携し、接種実施体制構築の検討・調整を行う

○ 相談体制の確保

- 住民からの問合せ等を受け付ける体制を確保する



第3次補正予算(案)に基づく事業

○ 人的体制の確保

- 平時を大幅に上回る業務量に対応できるよう、必要な人員を確保する

○ 印刷・郵送実施 **New**

- 接種対象者のリスト作成
- 接種の案内、個別通知及び予診票等の印刷、発送

○ 接種実施体制の調整・確保 **New**

- 医療機関の診療体制、接種人数等の把握・調整
- 委託先医療機関、医療機関以外の接種会場の確保
- ワクチンの接種実施、接種費用の支払に係る委託契約
- ディープフリーザー設置場所の選定・調整
- 医療機関等の接種会場別の分配量を調整、決定する。(V-SYS入力)
- 接種記録の管理(予防接種台帳入力)

○ 相談体制の確保 **New**

- 住民からの問合せ対応のためコールセンター等の設置、運営
- 住民への適切な情報提供(広報)
- 接種予約受付(医療機関が自ら行う場合を除く)

○ 予防接種台帳システムの改修(マイナンバー対応) **New**

○ 健康被害発生への備え(予防接種健康被害調査委員会)

New

ワクチン接種(接種業務の委託、医療従事者等の直接雇用等)については、第3次補正予算案において、「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」を措置。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 実施要綱等の改正 (第3次補正予算案に係るもの)

都道府県

- 新型コロナウイルスワクチンが、実用化された際に早期に接種を開始できるよう、接種のために必要な体制を着実に整備するため、これまで、市町村・都道府県においてあらかじめ準備しておくべき事項等を示していたところ。(令和2年10月23日付通知)
- 今後、多くの方が速やかにワクチン接種を受けられるよう、迅速かつ円滑な接種に向けたより具体的な体制整備(接種開始後の体制確保を含む)に取り組んでいただく。

予備費(10月23日付通知)に基づく事業

- 人的体制の整備
 - 専門的相談体制の確保等も見据え、必要な人員を確保する
- 広域での接種の実施体制の確保に係る調整
 - 複数市町村にまたがる調整事項に対し、助言・調整を行う
- 医療従事者等への接種の実施体制の確保
 - 市町村・医療関係団体等と連携し、医療従事者等への接種体制構築の検討・調整を行う
- ワクチン流通調整の準備
 - ワクチン流通の調整に向けて、医療関係団体、卸関係団体、市内業務担当部門等の関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する
- 専門的相談体制の確保
 - 市町村で対応が困難な専門的な相談等を受け付ける体制を確保する



第3次補正予算(案)に基づく事業

- 人的体制の確保
 - 専門的相談体制の確保等も見据え、必要な人員を確保する
- 広域での接種の実施体制の確保に係る調整
 - 複数市町村にまたがる調整事項に対し、助言・調整を行う
- 医療従事者等への接種の実施体制の確保
 - 市町村・医療関係団体等と連携し、医療従事者等への接種体制構築の検討・調整を行う
 - 医療従事者に対する接種の実施(医療機関リストの作成等) **New**
- ワクチン流通調整
 - ワクチン流通の調整に向けて、医療関係団体、卸関係団体、市内業務担当部門等の関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する
 - 地域担当卸の選定(都道府県医師会、卸各社の3者で都道府県内の流通体制について協議。) **New**
 - 市町村別の分配量を調整、決定する。(V-SYS入力)
- 専門的相談体制の確保
 - 市町村で対応が困難な専門的な相談等を受け付ける体制を確保する

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築

2. 市町村・都道府県において行うべき準備

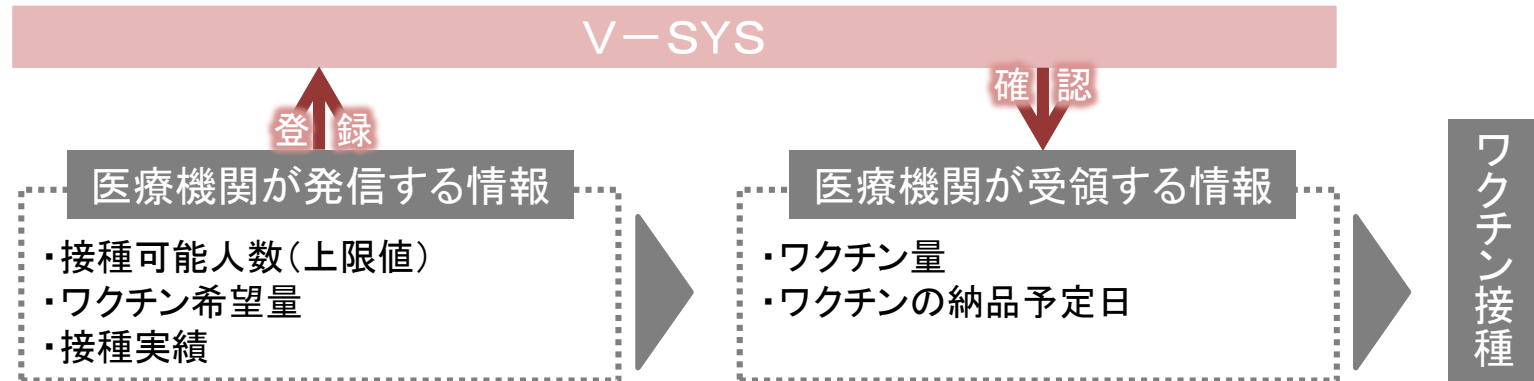
- ① まず行うべき準備とスケジュールの全体像
- ② 接種券(クーポン券)の発行について
- ③ 冷凍庫の割当
- ④ 集合契約への参加
- ⑤ 医療従事者等への接種体制の構築
- ⑥ 地域担当卸の決定
- ⑦ 補助金関係の事務スケジュールの見通し
- ⑧ **その他**

3. 具体的な接種体制の例

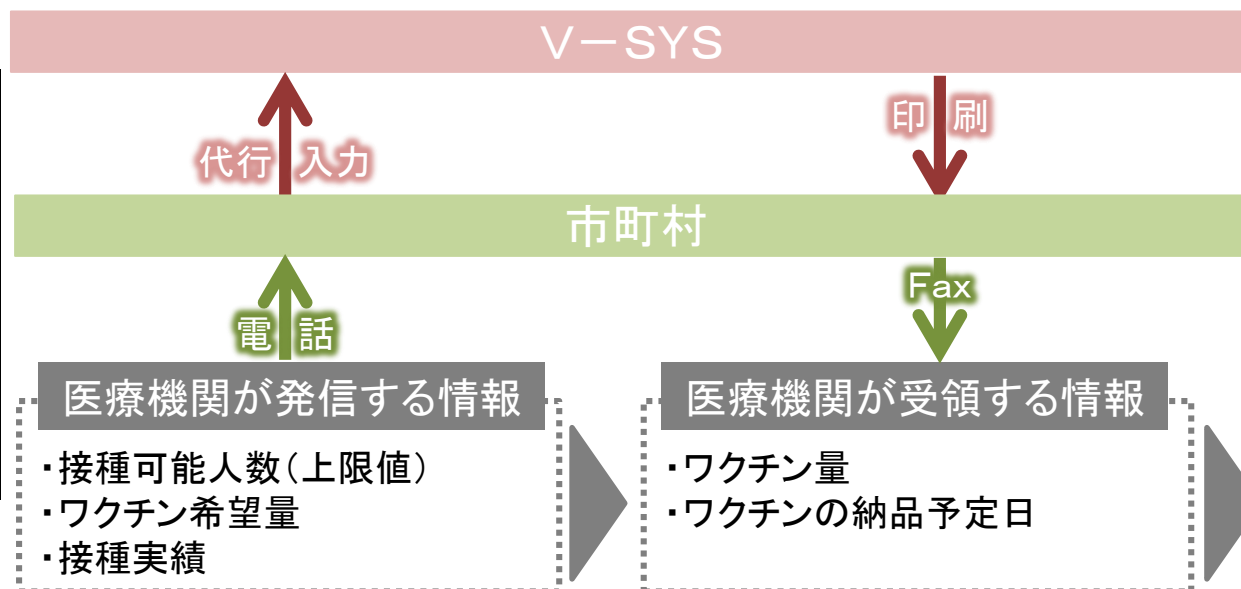
パソコンやインターネット環境がない医療機関への特別対応について

- 新型コロナウイルスワクチンの接種協力医療機関においては、インターネット環境がある状況でクラウドシステムであるV-SYSに必要情報を登録し、適宜、情報を受け取る必要がある。
- パソコンやインターネット環境がない医療機関では、市町村による代行入力や、市町村からのFaxによる情報の入手で対応することとする。

医療機関（基本）



医療機関（例外）



Faxのイメージ

XXXXクリニック		責任者: ==
標準接種期間		電話: 00-0000-0000
2020年●月●日～●月●日		Fax: 11-1111-1111
アストラゼネカ社ワクチン		
分配量	納品予定日	
ワクチン: 200回分	2021年xx月xx日	
シリンジ: 200本	2021年yy月yy日	
針: 200本	2021年zz月zz日	
		市町村名: ==市
		担当者名: ==
		電話: 22-2222-2222
		Fax: 33-3333-3333

<留意事項>

- ・特別対応を要する医療機関では市町村からの問い合わせを含む手続きで煩雑になる。
- ・取り扱うワクチンは原則1医療機関1種類だが、特別対応を要する医療機関では1種類のみ限定する。

新型コロナワクチンに関する相談体制

- 新型コロナウイルスワクチンに関する国民や医療機関等からの相談については、市町村・都道府県・厚生労働省及びワクチンメーカー等が、それぞれの役割に応じて対応する。
- 国は、国民や医療機関等に対し科学的知見に基づいた正確な情報を丁寧に発信するとともに、都道府県・市町村の問合せ対応に資するよう、Q&Aを示す等により必要な情報提供を行う。

ワクチンメーカー



医療機関、自治体からの各ワクチンに係る個別具体的な問合せへの対応

- ○○疾患の患者に接種してよいか
 - △△薬内服中の患者に接種してよいか
 - ワクチン内の具体的な成分
 - ワクチンの取扱上の注意点
- 等

V-SYS利用者からの問合せへの対応

- ログインID・パスワードを忘れてしまった
 - 入力内容を修正したいがどうしたらよいか
- 等



V-SYS ワクチン接種円滑化システム
(V-SYS) サービスデスク

厚生労働省 コールセンター



国民、医療機関からのコロナワクチン施策の在り方等に関するご意見・問合せへの対応

都道府県 窓口またはコールセンター



市町村では対応困難なワクチン接種に係る専門的な相談への問合せ対応

- 接種後3日経っても腫れているが、医療機関を受診した方がよいか
- 等

住民、医療機関からの問合せ対応

- どの医療機関で接種できるのか
 - クーポン券を紛失したがどうしたらよいか
 - クーポン券を持参し忘れた方が来院したが、接種してもよいか（医療機関）
- 等



市町村 窓口またはコールセンター

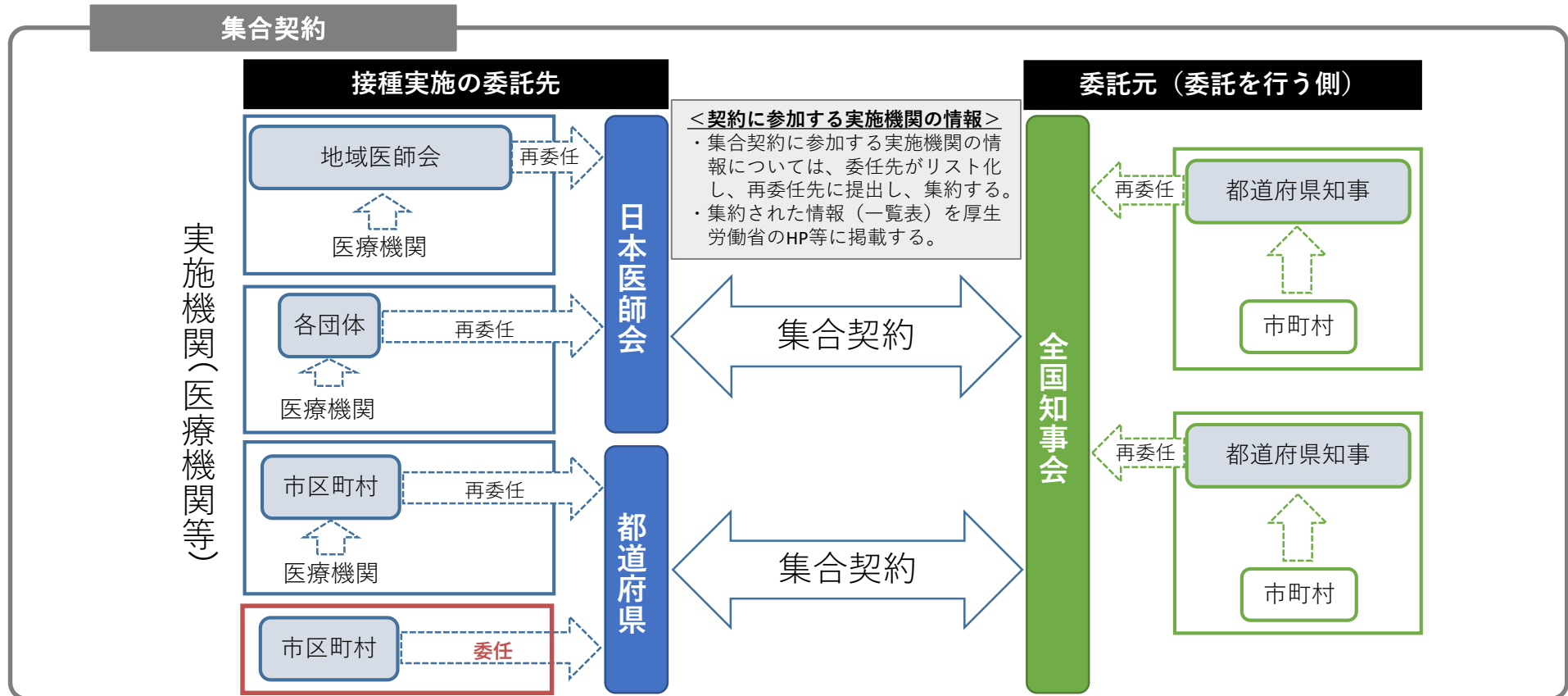
※各窓口は、必要に応じて担当の窓口を紹介する

市町村が設ける会場での接種の概要①

- 市町村は、自らが設ける会場で他の市町村の住民への接種を行う場合、実施機関としても集合契約に参加する。
- 市町村は、自らが設ける会場で接種を行う場合、当該会場について診療所開設又は巡回診療の届出をする必要がある。

パターン	対象者	集合契約
1	自市町村及び他市町村の住民(※)	実施機関として集合契約に参加
2	自市町村の住民のみ	実施機関として集合契約に参加する必要はない

※ 会場を複数設ける場合で、他市町村の住民を対象者とする会場を1つでも設ける場合、実施機関として集合契約に参加する必要がある



- ・ 市町村（又は医師会等）が保健所に診療所開設又は巡回診療を届け出

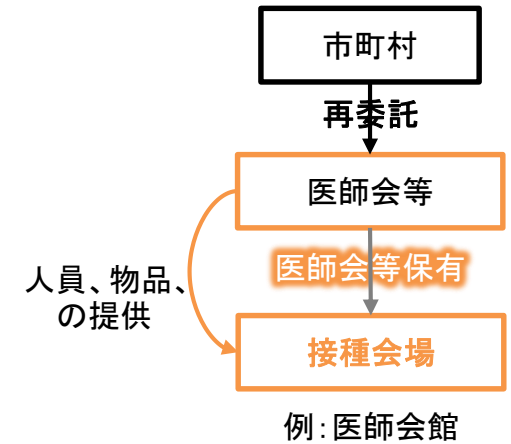
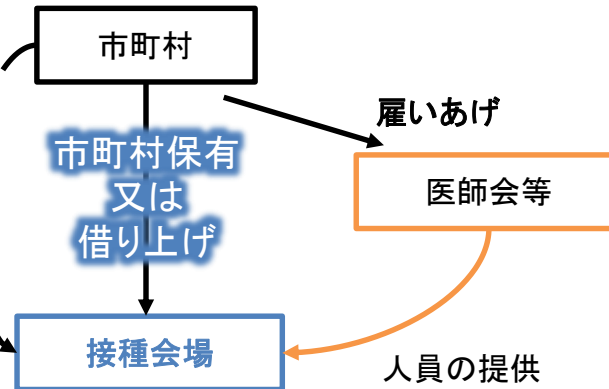
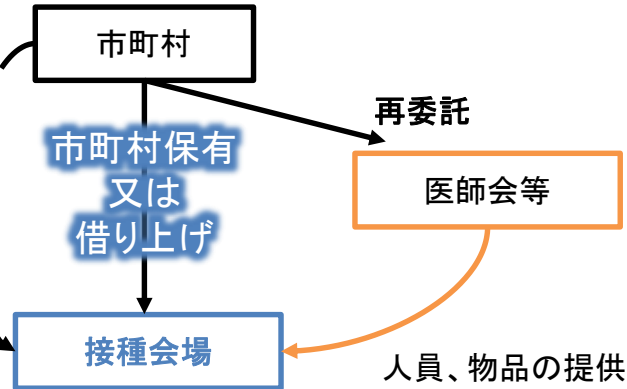
市町村が設ける会場での接種の概要②

代表的なパターン(想定)

(1) 事務の一部を医師会等に再委託

(2) 医師会等から人員を雇い挙げ

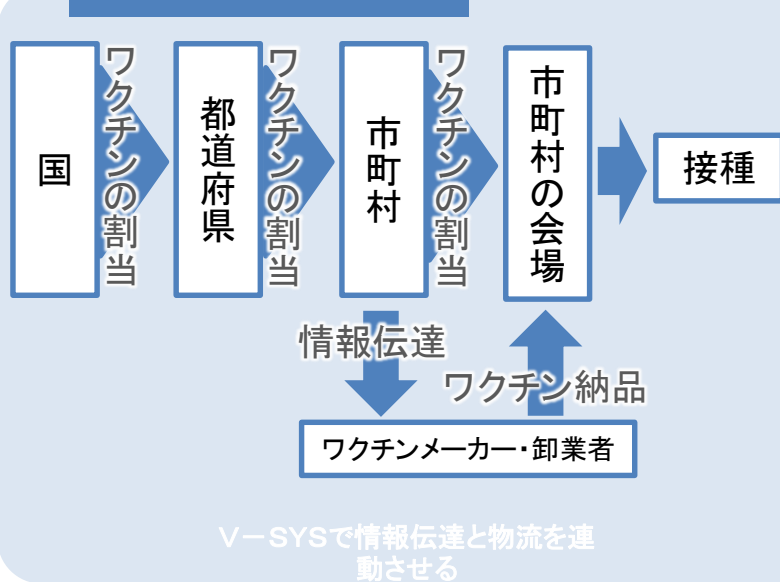
(3) 全ての事務を医師会に再委託



市町村が診療所を開設

医師会等が診療所を開設

ワクチンの割当、流通

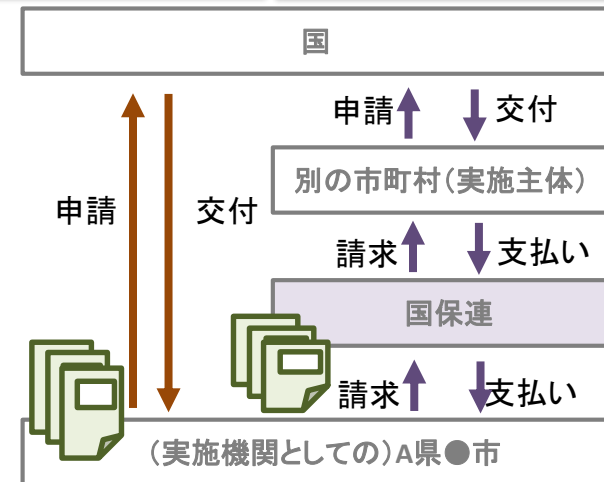


費用請求・支払い&接種実績の報告

市町村内に住む被接種者

市町村外に住む被接種者

- 市町村は接種に要した実際の費用から、市町村外に住む被接種者への接種について他市町村から支払いを受けた額を除いた残りの部分について国に申請。
- ただし、国が定めた接種単価と被接種者数から算出される額を上限とする。



市町村は実施機関として、国が定めた接種単価に基づいて、国保連を通じて別の市町村に費用を請求(※)。

※国保連のシステム上、市町村が設ける会場についても対応可能か確認中

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築
2. 市町村・都道府県において、まず行うべき準備
3. 具体的な接種体制の例

必要な接種会場数の考え方

- ワクチンの接種数に見合った接種会場を確保する必要がある。
- ワクチン毎に保管環境等が異なることを踏まえ、接種会場を確保することとなる。
- 一定の仮定に基づいて、平均的な接種会場数の考え方を以下に示すが、地域の実情に応じて、会場を集約する等の対応も考えられる。

種類	規模	接種会場数の考え方（一定の仮定を置いた試算）
ファイザー社 ※ドライアイス入り保冷ボックスを用いることで、ディープフリーザーの台数以上の接種会場の確保が可能	1.2億回分 (6,000万人分)	※ 確保数量を踏まえ、人口の半数に接種すると仮定する。 ○ 10万人の人口の半数に対して、1人2回の接種を行うと、計10万回の接種を行うことになる。全接種回数の2割を1か月で接種すると仮定すると、1か月あたり2万回の接種を行うことになる。 ○ 10万人の人口当たり、接種会場を6～7か所設置した場合、1か所当たり、月3,000回の接種を行うことになる。
アストラゼネカ社	1.2億回分 (6,000万人分を想定)	○ 2バイアルで20回の接種を行うため、ワクチンの廃棄を最小化するように、接種会場では一定数の接種を行う必要がある。 ○ ワクチンの取り扱いについては、一般的なワクチンと同様であることから、多くの会場において接種が可能と考えられる。
武田/モデルナ社 ※ディープフリーザーの台数が接種会場の数になる。	5千万回分 (2,500万人分)	※ 確保数量を踏まえ、人口の20%に接種すると仮定する。 ○ 10万人の人口の20%に対して、1人2回の接種を行うと、計4万回の接種を行うことになる。全接種回数の2割を1か月で接種すると仮定すると、1か月あたり8千回の接種を行うことになる。 ○ ディープフリーザーは、人口10万人当たり約5台を割り当てることになるため、会場ごとに1台を設置し、1か所当たり月1,600回の接種を行うことになる。

- ワクチンの特性等により、保管環境が制限され、接種場所が限定される可能性がある。
- 限定された接種会場において、住民への接種を行うことが想定されることから、地域の医療資源等を踏まえ、地域での効率的な接種会場の配置や接種方式について検討を行う必要がある。

ワクチンについて想定される特性

- ・ ワクチンの保管に当たって、ディープフリーザーやドライアイス入り保冷ボックスが必要になる。
- ・ ドライアイス入り保冷ボックス、冷蔵又は常温での保存可能期間が限られる。
- ・ 1バイアルで複数回の接種を行う。
- ・ 1回の発注で配送される最小数量がワクチンによって100回接種分～1000回接種分程度になる場合がある。

接種会場や接種方式の検討に当たり考慮すべき事項

考慮すべき事項

- ・ ディープフリーザーやドライアイス入り保冷ボックスをどこに配置するのか。
- ・ ディープフリーザーやドライアイス入り保冷ボックスの配置に当たり、どのような接種会場を確保するのか。
- ・ 接種実施会場において、どのような運営(運営主体、会場の設営、人員の確保等)を行うのか。
- ・ 効率的な接種業務のために、住民への広報や予約受付業務等をどのように行うのか。

ファイザー社のワクチン接種体制の構築に向けた考慮事項

- ファイザー社のワクチンはその保管条件、配送の最小数量、使用期限等の特性があるため、円滑な接種のためには自治体の状況に適した体制の構築が必要となる。

ワクチン接種体制構築の際に考慮すべき点

保管・接種場所の確保

ワクチンをどこで保管するか、
どこで接種するか

<会場の手配>

- ✓ 保管条件、配送の最小数量、使用期限等のワクチン特性を踏まえて、自治体内でのワクチンの接種会場を確保する。
 - ・ 委託先の医療機関の確保
概ね10日(最大で2週間程度)で975回の接種が見込まれることを踏まえ、医療機関と調整を行い、接種会場の確保を行う。
 - ・ 医療機関以外の接種会場の確保
概ね10日(最大で2週間程度)で975回の接種が可能な会場を確保し、会場の運営に必要な人員や物資を確保する。

<ディープフリーザー設置場所の選定>

- ✓ ディープフリーザーの台数が限られていること及びドライアイスでの保管は日数が限られていることを踏まえ、**ディープフリーザーをどこに設置するのか**を検討する。
※ワクチンは保管場所(ディープフリーザー又は保冷ボックスのある施設)での接種を原則とするが、やむを得ない場合は、複数の医療機関が連携し、ワクチンの一部を近隣の医療機関において接種することが可能か検討中。

接種会場の運営体制

ワクチン接種を誰がどのように
行うか

<医療機関における接種>

- ✓ 医療機関の診療体制や接種人数を踏まえて、必要に応じて、診療体制の変更を検討する。
 - ・ 診療時間の延長や非診療日の接種等により接種時間の確保を行う。
 - ・ 予防接種の専用外来を設ける。
- ※ 医師が高齢者施設等を巡回し、接種することも想定される。

<医療機関以外での実施>

- ✓ 自治体が設置する会場での接種においては、医師会等と調整して体制を検討する必要がある。
 - ・ 接種業務を医療機関/医師会等に委託する。
 - ・ 自治体が医療従事者と直接雇用契約を締結する。

効率化

効率的な接種を行うために
何ができるか

- ✓ 国民の混乱を招かず、かつ接種機関で実施可能な**ワクチンの廃棄が少なくなるような運用の工夫**を行う。

<自治体広報による情報提供>

- ✓ 多くの住民が短期間で接種を受けられるよう、自治体において、住民への適切な情報提供を行うことが重要となる。
- ✓ 自治体内で地域ごとに接種日時を割り振る等の計画的な接種を行うことも想定される。

<接種会場の予約業務体制の構築>

- ✓ 接種会場において、予約管理業務を効率的に実施するために、必要に応じて**汎用的に利用されている医療機関向けの予約受付システムの活用**や**人員体制の確保**を検討する。

地域で接種体制を検討する際の主な考慮事項（ファイザーワクチン編）

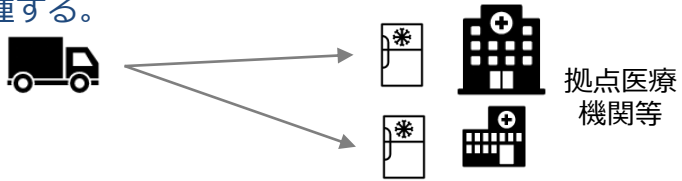
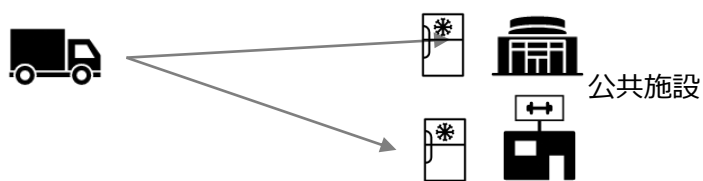
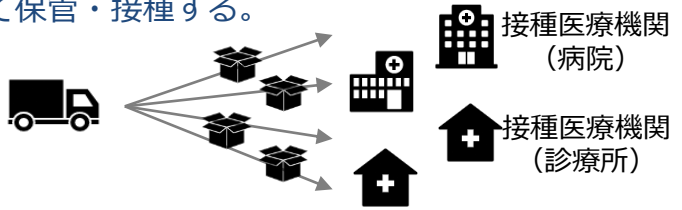
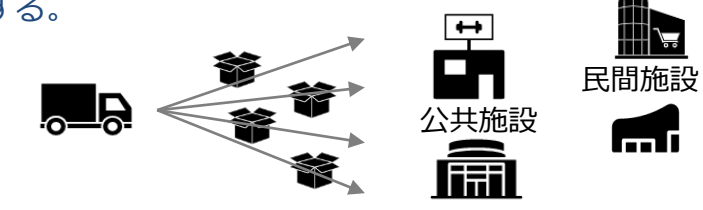
- 自治体内の医療機関の地理的条件や人員、規模等を踏まえ、どこにディープフリーザーを設置するかを検討する必要がある。

		特徴			考え方
		供給数	保管ワクチン数	保管可能期間	
保管方法	ディープフリーザー -75℃±15℃ 	市町村ごとに1台以上 ※人口に応じて割り当て	975接種分 ×5セット程度 (1回の配送で975回接種分が配送される)  ×195バイアル 5接種分/1バイアル ×5セット程度	 バイアル単位で冷凍から冷蔵に移動させることが可能	● 地域においてワクチン接種の拠点となるような医療機関に設置する。
	保冷ボックス + ドライアイス -75℃±15℃ 	配送単位分 (保冷ボックスに入った状態で配送される)	975回接種分  ×195バイアル 5接種分/1バイアル	冷蔵期間と合わせて最大2週間程度  バイアル単位で冷凍から冷蔵に移動させることが可能	● 会場ごとに概ね10日（最大2週間程度）で975回分のワクチンを接種できる体制を構築する必要がある。

※保管可能期間については、製剤の有効期間が未確定のため、変動する可能性あり

地域で接種体制を検討する際の主な考慮事項（ファイザーワクチン編）

- 保管方法と接種会場別のパターンを整理すると下図の通りとなる。このパターンの組み合わせること、接種体制を構築することとなる。

接種会場 保管方法	医療機関	医療機関以外
ディープ フリーザー $-75^{\circ}\text{C} \pm 15^{\circ}\text{C}$ 	パターンA-1 地域においてワクチン接種の拠点となるような医療機関にディープフリーザーを設置し、ワクチンを保管・接種する。 	パターンA-2 地域においてワクチン接種の拠点となるような施設にディープフリーザーを設置し、ワクチンを保管・接種する。 
保冷ボックス + ドライアイス $-75^{\circ}\text{C} \pm 15^{\circ}\text{C}$ 	パターンB-1 地域においてワクチン接種の会場となる各医療機関に対して個別に配送し、各医療機関は保冷ボックスにて保管・接種する。 	パターンB-2 地域においてワクチン接種の会場となる施設に対して個別に配送し、各会場において保冷ボックスにて保管・接種する。 

医療機関以外の施設については、大人数の接種希望者に対応できるように、広い場所で駐車場等を備えている等、平時にも大人数の人が来訪する場所が考えられる。

公共施設の例： 保健センター、公民館、市民体育館 等
民間施設の例： ショッピングセンター、イベント会場 等

地域で接種体制を検討する際の主な考慮事項（ファイザーワクチン編）

- 医療機関にディープフリーザー又は保冷ボックスを設置する場合に、必要な対応や留意事項は以下が想定される。

	保管・接種場所の確保 ワクチンをどこで保管するか、 どこで接種するか	接種会場の運営体制 ワクチン接種を誰がどのように 行うか	効率化 効率的な接種を行うために 何ができるか
A-1 ディープフリー ザーを医療機関 に設置	✓ 医療機関の調整・確保 ・接種の拠点として大人数に 対する接種が見込まれること を踏まえ、自治体は医療機関 と調整を行い、接種会場の確 保を行う。		✓ 原則として、予約を受け付けて接 種することを想定しているが、 ディープフリーザーを設置する場 合は、接種人数の変化に柔軟に 対応できるため、予約を受け付 けずに接種することも考えられる。
B-1 保冷ボックスを 医療機関に設置	✓ 医療機関の調整・確保 ・概ね10日（最大で2週間程 度）で975回の接種を行わな ければならないことを踏まえ、 自治体は医療機関と調整を 行い、接種会場の確保を行う。	✓ 医療機関は、自院の診療体制を 踏まえ、必要に応じて診療時間 の延長や非診療日の接種、専用 外来の設置等により、接種を行う。 ✓ 一般の外来患者も来院すること から、被接種者の導線等につい ても、必要に応じて検討を行う。	✓ 接種希望者の集中が想定される ため、<u>医療機関は必要に応じて 汎用的に利用されている医療機 関向けの予約受付システムの活 用や人員体制の整備</u>を行う。 ✓ 効率的な接種ができるよう、自治 体は住民に対して、<u>広報により接 種日時や接種場所等の周知</u>を行 う。 ※特に保冷ボックスを用いた接種を行 う場合、<u>概ね10日間（最大で2週間程 度）で975回接種しきれるよう、周知</u> を行う。 ✓ 医療機関は、V-SYSにおける予 約受付状況の更新を徹底する。

自治体は医療機関と調整を行う。

医療機関は接種に向け
診療体制の検討を行う。

自治体は、広報による周知を、
医療機関は予約機能の強化を行う

地域で接種体制を検討する際の主な考慮事項（ファイザーワクチン編）

- 医療機関以外にディープフリーザー又は保冷ボックスを設置する場合に、必要な対応や留意事項は以下が想定される。

	保管・接種場所の確保 ワクチンをどこで保管するか、 どこで接種するか	接種会場の運営体制 ワクチン接種を誰がどのように 行うか	効率化 効率的な接種を行うために 何ができるか
A-2 ディープフリー ザーを自治体施 設等に 設置する	✓ 接種会場の確保 • 接種の拠点として大人数での接種が見込まれることを踏まえ、自治体は、接種会場の確保を行う。	✓ 自治体は、接種会場の接種日や接種対象者、見込まれる接種人数等を検討した上で、運営方法を検討する。 • 医療機関や医師会等に運営業務を委託する。 • 自治体が、人員の雇用等を行い運営業務を行う。	✓ 原則として、予約を受け付けて接種することを想定しているが、ディープフリーザーを設置する場合は、接種人数の変化に柔軟に対応できるため、予約を受け付けずに接種することも考えられる。 ✓ 接種希望者が集中することが想定されるため、運営主体は必要に応じてシステムの導入やオペレータの増員、窓口の増設等により、予約受付の強化を行う。
B-2 保冷ボックスを 自治体施設等に 設置する	✓ 接種会場の確保 • 概ね10日（最大で2週間程度）で975回の接種を行わなければならないことを踏まえ、自治体は、接種会場の確保を行う。	✓ 運営主体は、接種を行う者や受付を行う者、被接種者対応を行う者等の運営に必要な人員を確保する。 ✓ 運営主体は、会場の設営や、接種に必要な物品の手配等を行う。	✓ 効率的な接種ができるよう、自治体は住民に対して、広報により接種日時や接種場所等の周知を行う。 ※特に保冷ボックスを用いた接種を行う場合、概ね10日間（最大で2週間程度）で975回接種しきれよう、周知を行う。 ✓ 運営主体は、V-SYSにおける予約受付状況の更新を徹底する。

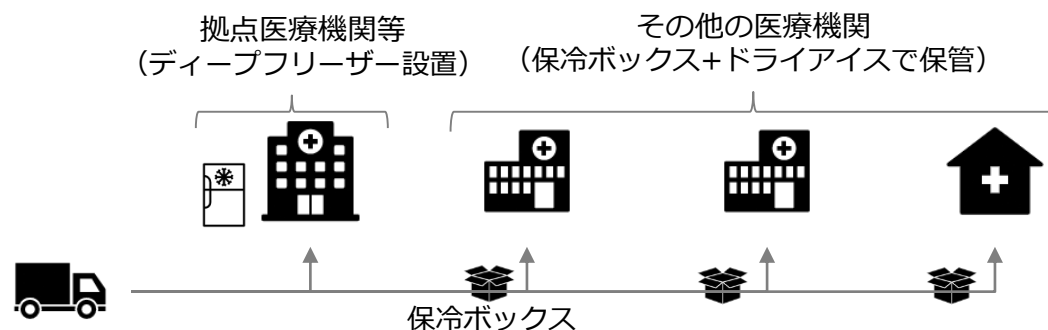
自治体は接種会場の確保を行う。

自治体は接種会場の運営方法を検討する。

自治体は、広報による周知を運営主体は予約機能の強化を行う

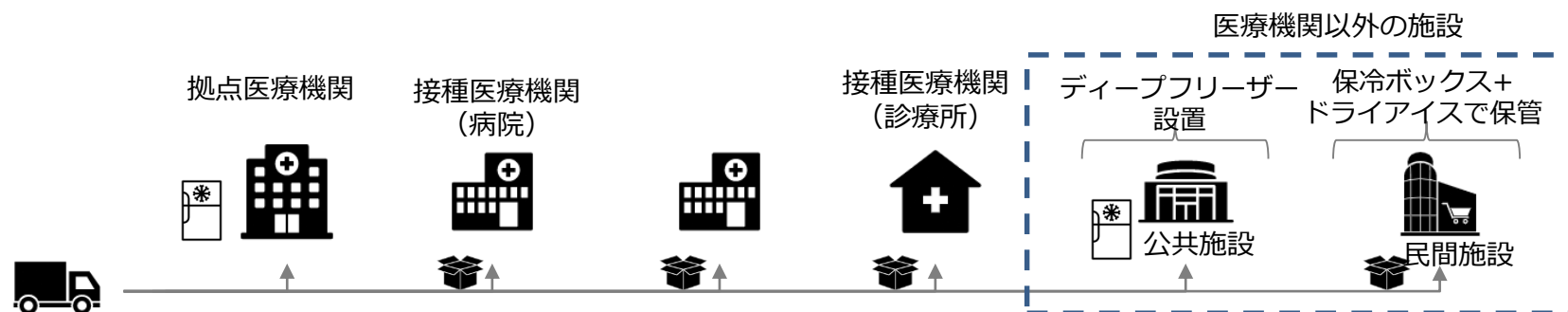
- 接種会場と保管方法のパターンを組み合わせると、以下のような接種体制の例が考えられる。

ケース① 医療機関のみで対応する場合（パターンA-1+B-1）



ケース② 医療機関と医療機関以外の施設を組み合わせ対応する場合（パターンA-1+A-2+B-1+B-2）

※ディープフリーザーの設置場所は、医療機関/医療機関以外のそれぞれが考えられる



- ・ 医療機関で必要接種数を賄いきれない場合、公共施設等の医療機関以外の接種会場の設置が必要となる。